

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(1) 環境保全系統の配置方針

① 環境保全系統の緑の考え方

環境保全系統の緑として、以下のような緑が考えられます。

●市の骨格を形成する緑

都市の骨格となる樹林地や河川等の水辺地、一団の優良農地等

●快適な生活環境を支える緑

緑の拠点・水の拠点となる都市公園や、市街地内やその周辺にある樹林地や農地、河川、地域の歴史的な風土、郷土景観を構成する社寺林等

●都市の環境負荷を軽減する緑

風の通り道となる幹線道路の街路樹、工業地周辺への環境負荷を和らげる緩衝緑地や工場内の緑等

② 配置方針

環境保全系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆本市の骨格となる河川、海や優れた農地を保全し、豊かな自然環境を形成します。
- ◆市街地とその周辺の河川、崖地の斜面林や幹線道路の植栽は、生物多様性の保全を図るために必要な緑地として位置づけ、水と緑のネットワークを形成します。
- ◆緩衝緑地は工業地と住宅地の環境改善を図る緑地に位置づけます。
- ◆緑の拠点・水の拠点となる都市公園は、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に必要な緑地として位置づけ、市街地とその周辺に配置します。
- ◆寺社等の歴史ある緑や身近な公園等は、市街地の環境形成にかかわる緑地として位置づけ、適正に配置します。



(2) レクリエーション系統の配置方針

① レクリエーション系統の緑の考え方

レクリエーション系統の緑として、以下のような緑が考えられます。

●市民と自然のふれあいの場となる緑

良好な水辺環境を有する矢作川、油ヶ淵、衣浦港等の水辺地

●日常的なレクリエーションの場となる緑

歩いて行ける身近なレクリエーション空間である街区公園、地域のスポーツ、屋外レクリエーションの場となる学校グラウンド、児童遊園、ちびっ子広場等

●広域的なレクリエーションの場となる緑

市民の多様なレクリエーション需要に対処する臨海公園、明石公園、油ヶ淵水辺公園等

●ネットワークを構成する緑

公園等を相互に連絡し、レクリエーション利用効果を高める幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

レクリエーション系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆ 広域公園、都市基幹公園や地区公園は、それぞれの機能に応じた広域的な交流拠点として位置づけ配置します。
- ◆ 碧南緑地（港湾緑地）は、海を身近に感じることができる広域的な交流拠点となる公共施設緑地として位置づけます。
- ◆ 矢作川河川敷は、身近に自然とふれあえる緑地として位置づけ、矢作川堤防リフレッシュ事業を推進します。
- ◆ ㈱JERAのヒーリングガーデン、エコパークは、広域的な交流拠点となる民間施設緑地として位置づけます。
- ◆ 近隣公園は、地域の交流拠点として位置づけ、各地域にバランスよく配置します。
- ◆ 街区公園や都市緑地は、地域の日常的な利用に供する場として位置づけ、各地域にバランスよく配置します。
- ◆ 児童遊園やちびっこ広場は、最も身近なレクリエーションの場として位置づけ、地域のニーズを考慮して配置します。

■レクリエーションシステムの配置方針図



(3) 防災システムの配置方針

① 防災システムの緑の考え方

防災システムの緑として、以下のような緑が考えられます。

●災害防止・緩和機能を有する緑

洪水や崖崩れ等自然災害による被害を抑制する農地や水辺地、斜面樹林、大気汚染や騒音等の被害を抑制する緩衝緑地等

●避難体系に資する緑

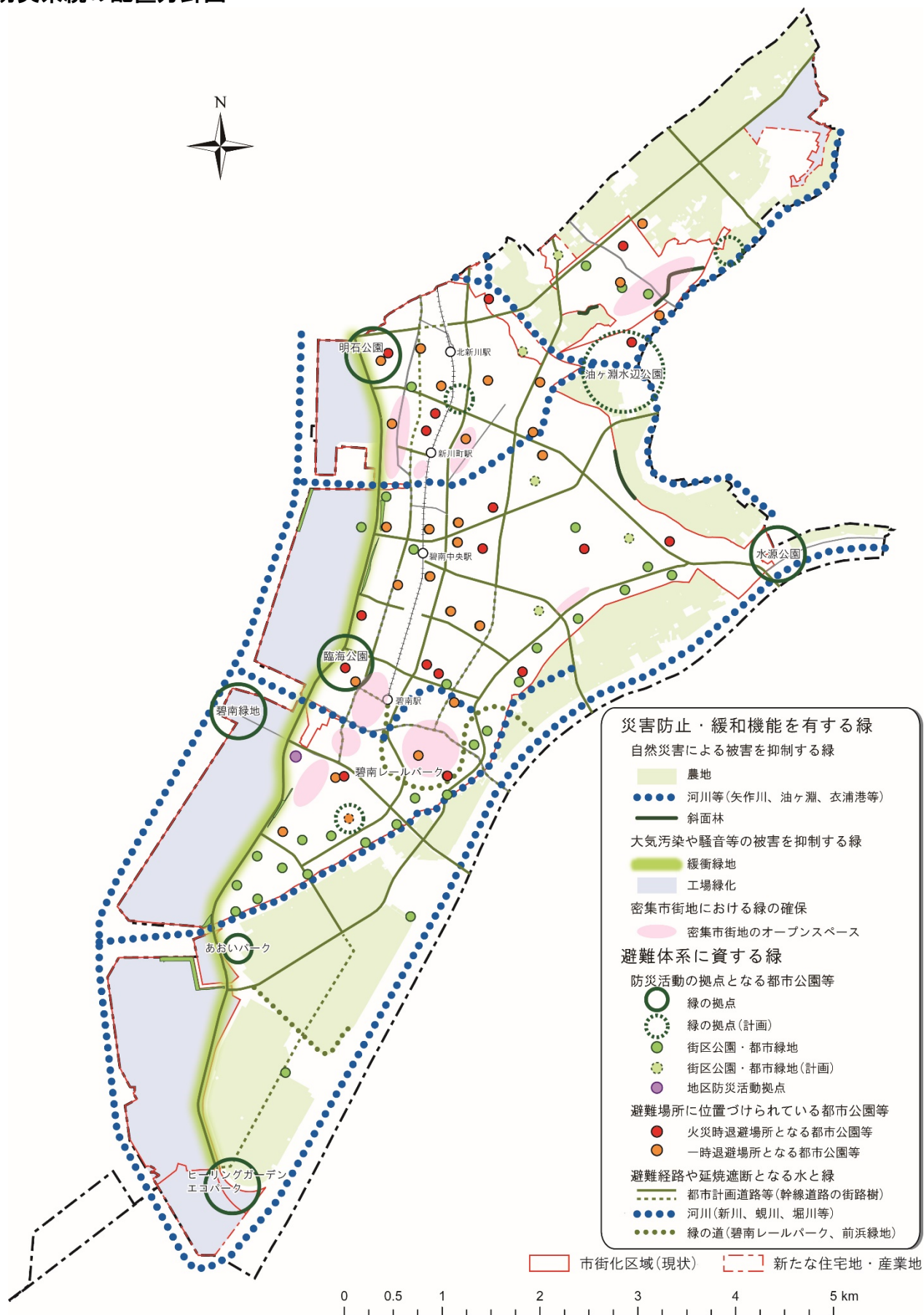
防災活動の拠点や災害時の避難場所として機能する都市公園等のオープンスペースや、避難経路や延焼遮断の機能を有する幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

防災システムの緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆ 碧南市地域防災計画において、一時退避場所や火災時退避場所に位置づけている都市公園等は、防災機能の充実を図ります。
- ◆ 緑の拠点となる地区公園や近隣公園は、防災活動の地域拠点として位置づけ、幹線道路等によるネットワーク化を進めて防災機能の充実を図ります。
- ◆ 新たな街区公園は、他の避難場所の配置を考慮して避難場所としての指定を検討し、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫等防災機能の整備を図ります。
- ◆ 密集市街地では、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペースの配置を推進します。
- ◆ 農地や河川は、水害による被害を抑制する緑地として位置づけます。
- ◆ 緩衝緑地は、大気汚染、騒音等による被害を抑制する緑地として位置づけます。
- ◆ 崖地の斜面林は、土砂災害の防止を図る緑地として位置づけます。
- ◆ 道路緑化や緑道整備により、避難経路や延焼遮断となる水と緑のネットワークを形成します。

■防災システムの配置方針図



(4) 景観系統の配置方針

① 景観系統の緑の考え方

景観系統の緑として、以下のような緑が考えられます。

● **本市を代表する自然景観**

市街地を取り囲む良好な田園地帯や水辺地等

● **ランドマークとなる緑**

本市のランドマークやシンボルマークとなる臨海公園や明石公園、油ヶ淵水辺公園等の拠点となる緑

● **地区を代表する郷土景観**

古くからあり地域の郷土景観を形成する寺社の緑や斜面林等

● **良好な都市景観を構成する緑**

地区の美観向上と緑豊かな都市景観の形成に資する街区公園や幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

景観系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆ 本市の骨格となる河川、海や優れた農地は、貴重な自然景観となる緑地として位置づけます。
- ◆ 広域公園、都市基幹公園や地区公園等、ランドマークとなる施設をもつ都市公園は、周辺の景色と一体的にシンボリックな景観を形成する緑地として位置づけます。
- ◆ 保存樹木、保存樹林や斜面林等は、地域を象徴する歴史的な自然景観の要素となる緑地として保全します。
- ◆ 市街地を流れる河川は、保全や水辺空間の創出により、都市景観の形成機能をもつ緑地として位置づけます。
- ◆ 幹線道路は、道路緑化や沿道緑化により、都市景観の形成機能をもつ緑地として位置づけます。

■ 景観システムの配置方針図



6.2 都市公園の整備及び管理の方針

(1) 身近な公園の整備方針

身近な公園（住区基幹公園、都市緑地、緑道）については、以下に示す配置方針に基づき、計画的に整備していくものとします。

<10年間の整備方針>

- 目標年次の2030年（令和12年）までの約10年間においては、近隣公園2ヶ所、街区公園5ヶ所の整備を推進します。
- 公園が不足している地域においては、生産緑地地区や空地等を活用して都市公園の整備を推進します。
- 密集市街地で街区公園の整備が困難な地域においては、市民緑地等の整備を検討します。
- 拡大市街地においては、面整備事業等により3%程度の緑地等の確保を図ります。

<将来的な整備方針>

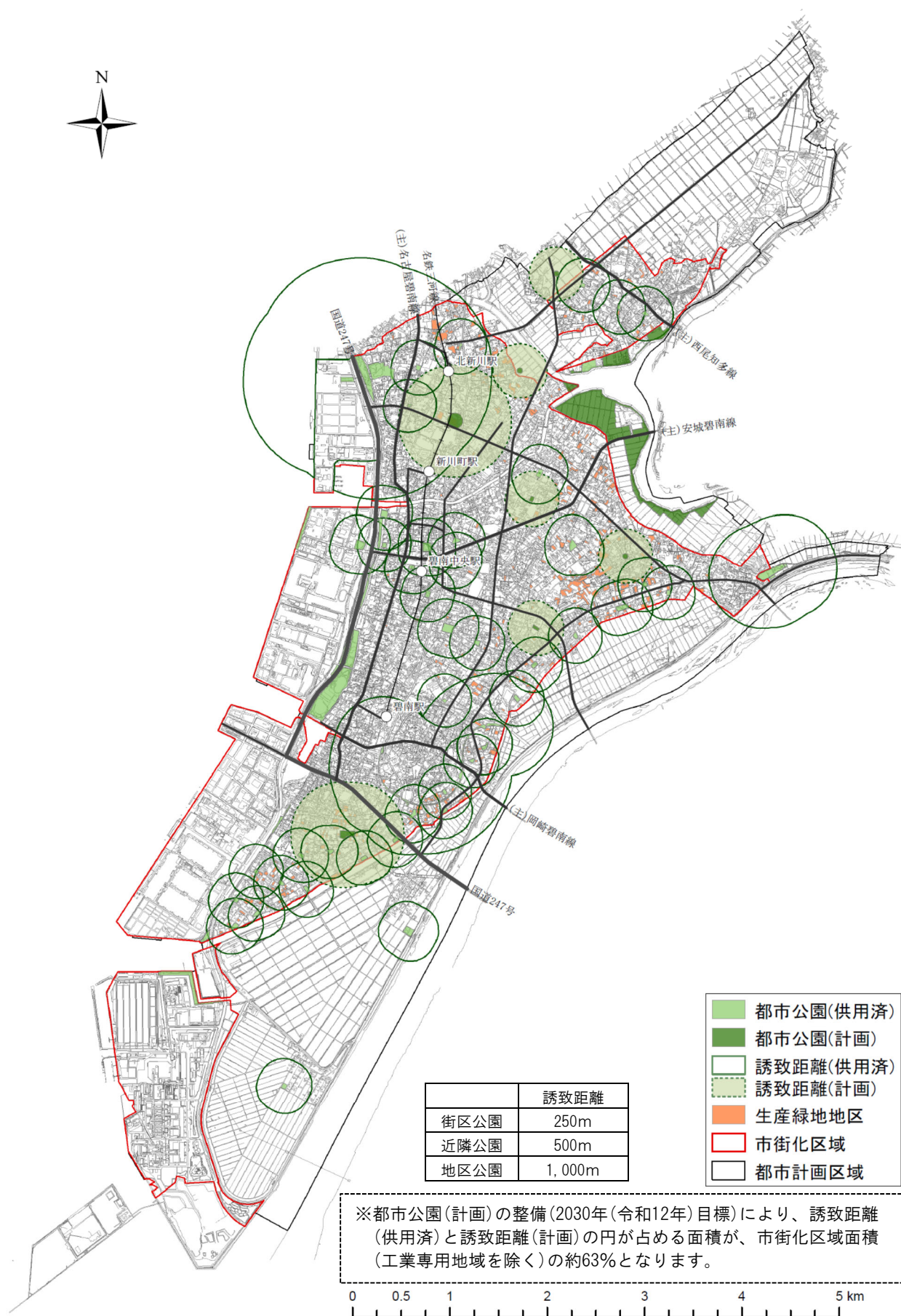
- 将来の目標は、都市公園法施行令第1条に規定される住民1人あたりの都市公園面積10㎡を確保することとします。
- 市街化区域においては、街区公園の誘致距離を概ね250mとして、適正に配置することとします。
- 地域の拠点となる近隣公園は、広域公園、総合公園や地区公園の配置を考慮して、各地域において、概ね1ヶ所を配置することとします。

(2) 緑の拠点となる公園の整備方針

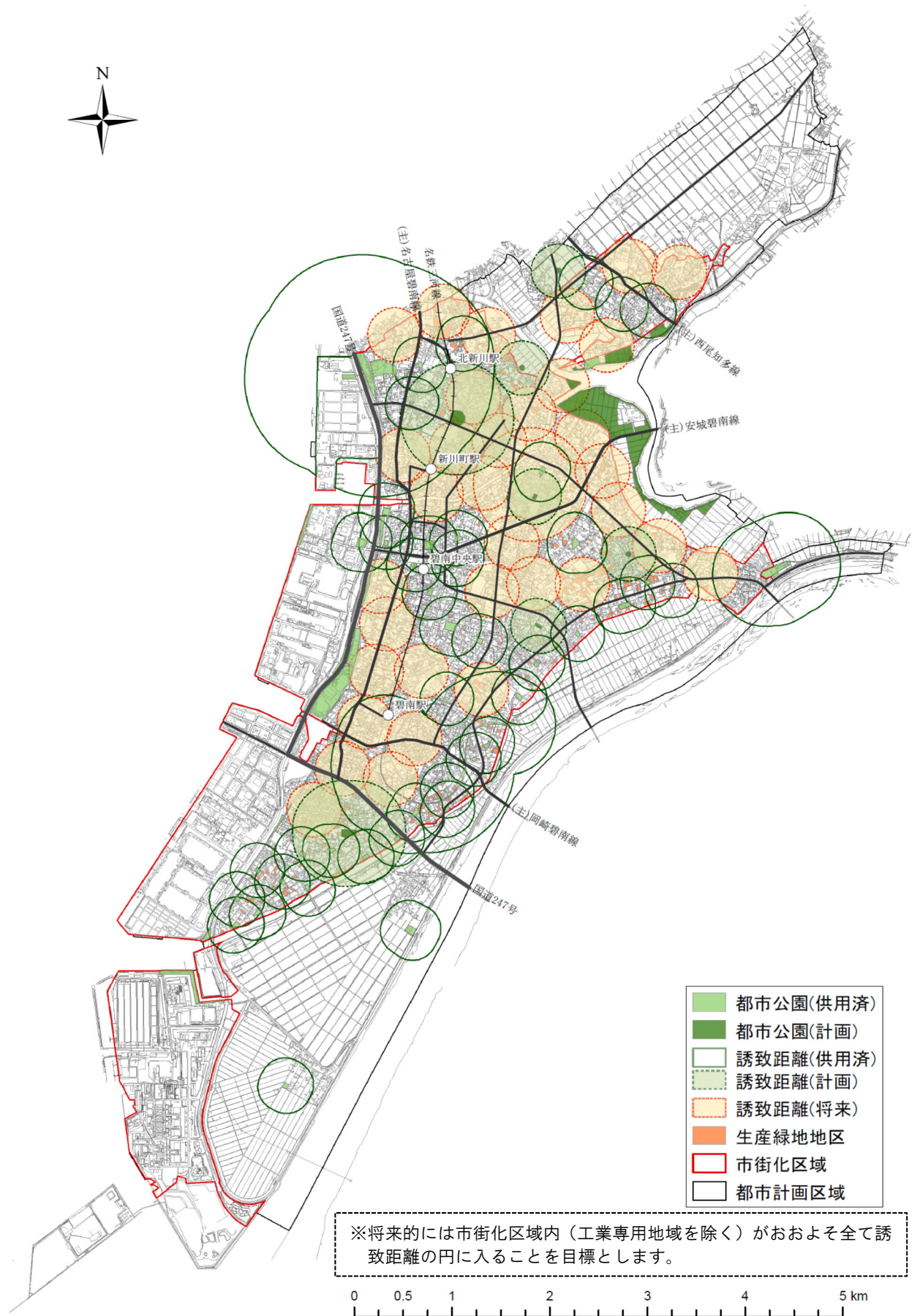
市を代表する緑の拠点となる公園については、以下に示す配置方針に基づき、計画的に整備していくものとします。

- 県営油ヶ淵水辺公園は、自然とのふれあいの場、憩いの場、市民との協働の場となる広域公園として、愛知県と連携して整備を進めます。
- 碧南市臨海公園、明石公園、碧南緑地、(株)J E R Aの民間施設緑地は、広域的な交流拠点として適正な維持管理を行います。

■都市公園の整備方針図（10年間の整備方針）



■都市公園の整備方針図（将来的な整備方針）



(3) 都市公園の管理の方針

都市公園については、以下に示す管理方針に基づき、市民や民間事業者等多様な主体の参加により管理していくものとします。

- 市は、公園施設の点検やそれに基づく補修・改修を定期的を実施するとともに、計画的な施設の更新やリニューアルを検討します。
- 地域住民が都市公園の管理・運営に主体的に参加できる仕組みを構築し、公園利用のルール作りや公園施設の整備・管理への住民参加を促進します。
- 指定管理者制度や公募設置管理制度等を活用し、都市公園施設の設置・管理への民間事業者等の参加を促進します。
- 公園等愛護会等ボランティア団体への支援充実を図るとともに、活動内容の情報発信や幅広い年代への参加呼びかけ等を通して活動の活性化を促進します。



明石公園

6.3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

■ 施策体系図

基本方針	施策方針	実施施策
【保全の方針】 豊かな自然を守り、市民生活と調和した環境を維持します	●都市の骨格をなす河川緑地や農地の保全	★水辺の保全・管理 ★農地の保全 ★河川の水質改善 ★河川景観、田園景観の保全 ★緩衝緑地の維持
	●生物多様性の確保や良好な生活環境の形成に配慮した環境対策	★環境基本条例の遵守 ★環境教育の推進 ★リサイクルの推進 ★自然エネルギーや省エネルギーを考慮した施設整備の推進 ★公共事業や市街地開発における自然の生態系への配慮
	●市街地の自然の緑、歴史ある緑の保全・育成	★斜面林の管理・保全 ★市街地内樹林の保全 ★文化財（緑地）の保全 ★公園・街路の樹木の維持・保全 ★生産緑地地区等市街化区域内農地の保全
【活用の方針】 地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます	●公園・緑地の多面的活用	★レクリエーションへの活用 ★防災への活用 ★公園施設のユニバーサルデザイン化 ★公園施設の安全の確保 ★飲食店、売店等便益施設の充実
	●公共施設・民間施設の活用	★寺社境内地の緑地の活用 ★学校施設の活用 ★民間施設の活用
	●自然の緑の活用	★矢作川河川敷の活用 ★市民農園等における農業体験の場として活用

基本方針	施策方針	実施施策
【創造の方針】 身近な緑を増やし、快適な市街地環境を造ります	●緑の拠点となる公園整備の推進	★広域公園の整備促進 ★運動広場の整備推進 ★近隣公園の整備推進 ★港湾緑地の整備促進
	●密集市街地におけるオープンスペースの確保	★オープンスペースの確保 ★空き地を活用した公園・緑地の整備推進 ★生産緑地地区の活用
	●河川や道路等ネットワークの形成の推進	★河川環境の整備 ★幹線街路空間の整備
	●多様なニーズに対応した公園整備の推進	★街区公園の整備 ★地域住民の参画による公園整備 ★地域のニーズに合った公園の整備・リニューアル
	●安全、安心に暮らすための緑の創出	★避難路となる緑道の整備推進 ★工場の緑化促進
	●遊休地の活用の推進	★遊休地を活用した緑地の整備推進 ★大規模空地における土地活用
	●公共空間・民有地緑化の推進	★公共空間の緑化推進 ★地区計画制度や緑地協定制度の活用 ★緑化地域制度の指定検討 ★屋上緑化・壁面緑化への支援 ★住宅地の緑化推進
【管理の方針】 多様な主体が、緑の維持・管理活動への参画を進めます	●市民団体や民間事業者等を含めた緑地の管理体制の構築	★公園緑地管理団体の育成 ★公園の活性化に関する協議会の設置 ★民間事業者による公園施設の設置・管理制度の導入 ★公園内植栽や街路樹等の管理体制の構築 ★安全・安心な公園づくり
	●地域住民との協働による緑化の推進	★ボランティア団体の育成・支援 ★ボランティアサポートプラザとの連携 ★あおいパークとの連携 ★緑に関するイベントの開催 ★ホームページや広報を活用した緑化活動のPR ★緑化活動に対する表彰制度の創設検討 ★緑化に関する補助制度の充実と周知

(1) 「保全」に関する施策の方針

① 都市の骨格をなす河川緑地や農地の保全

本市の緑の骨格をなす河川緑地や農地等の自然環境は、法規制により保全を図るとともに、市民が快適にふれあうことができるように環境改善を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
水辺の保全・管理	◆河川及び海岸等の水辺は、生物多様性に配慮した保全及び管理を行い、生態系の健全な維持を図る。
農地の保全	◆都市計画法の区域区分により、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全を図る。
河川の水質改善	◆公共下水道の整備を推進し、河川や公有水面の水質改善を図る。
河川景観、田園景観の保全	◆河川緑地や農地の保全と美化に努めて、良好な景観の保全を図る。
緩衝緑地の維持	◆緩衝緑地、工場植栽地、碧緑地や公有水面等の工業地と市街地の緩衝となる緑地の維持を図る。

② 生物多様性の確保や良好な生活環境の形成に配慮した環境対策

地域住民や事業者との協働により環境保全や環境意識の醸成を推進するとともに、周辺の自然環境に配慮した事業・開発手法を活用し、生物多様性の確保と多様な生態系の育成を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
環境基本条例の遵守	◆碧南市環境基本条例を遵守し、地域住民や事業者との協働による環境施策の推進と環境保全を図る。
環境教育の推進	◆学校における環境美化や自然観察会等、子どもが自然とふれあい学びながら、環境の保全と継承への理解を深める環境教育を推進する。
リサイクルの推進	◆緑地の管理で発生する樹木や枝等のチップ化、落ち葉や刈草等の堆肥化により再資源化して活用することにより、緑のリサイクルを推進する。
自然エネルギーや省エネルギーを考慮した施設整備の推進	◆公園等の整備においては、太陽光等自然エネルギーの導入や照明灯のLED化等を推進する。
公共事業や市街地開発における自然の生態系への配慮	◆生態系調査の実施や碧南の風土にあった植樹、多自然型工法による河川整備等生態系に配慮した取組を推進する。

③ 市街地の自然の緑、歴史ある緑の保全・育成

斜面林や寺社境内地の樹木等、地域を特徴づける緑地については、市街地に残る貴重な自然の緑として保全・育成し、次世代への継承を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
斜面林の管理・保全	◆風致景観の保全、生態系の保全や土砂災害防止の観点から、保存樹林等の指定により、適正な管理に努めて、保全・継承を図る。
市街地内樹林の保全	◆市街地内の樹木・樹林は、保存樹木や保存樹林として適正に管理するとともに、新たな指定に努めて、保全・継承を図る。
文化財（緑地）の保全	◆文化財保護法により、霞浦神社等の緑の保全・継承を図る。
公園・街路の樹木の維持・保全	◆避難地・避難路としての安全性を高める公園内の樹木や街路樹は、現状の維持・保全に努める。
生産緑地地区等市街化区域内農地の保全	◆都市計画法による生産緑地地区は、市街化区域の優良な農地であり、市街化区域の貴重な緑として保全と活用を図る。また、生産緑地地区以外の農地においても、将来的に農地として維持されるよう努める。



寺社境内地の樹木

(2) 「活用」に関する施策の方針

① 公園・緑地の多面的活用

都市の緑の拠点となっている公園・緑地においては、レクリエーションや防災等多面的な機能の活用を図るとともに、利用者の安全性や利便性の向上に努めます。

【個別施策】

施 策	内 容
レクリエーションへの活用	◆地域で使いやすい公園・緑地の整備やリニューアルにより、地域の行事やイベント等への利用を促進するとともに、公園に関する各種情報のPRを図る。
防災への活用	◆地域の防災活動での公園・緑地の利用を促進するとともに、避難場所としての機能の充実と耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫の設置等防災設備の整備を図る。
公園施設のユニバーサルデザイン化	◆公園内の施設整備にあたっては、高齢者や障害者等が安全に移動でき、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進する。
公園施設の安全の確保	◆老朽化がみられる遊具等公園施設については、定期的に安全点検を実施し、子ども等が安全に遊ぶことができるように適正な管理の実施を推進する。
飲食店、売店等便益施設の充実	◆公園敷地内や近隣への飲食店・売店等の誘致、整備や自動販売機の設置を促進し、公園利用者の利便性向上を図る。また、車での来訪等にも対応できるよう、地域の意向や公園の利用状況等も踏まえ、駐車場の必要性を検討する。



公園内の防災設備

② 公共施設・民間施設の活用

寺社境内地や学校等地域の活動の場となっている緑地においては、市民に身近な緑として既存の樹木・樹林の保全や敷地内の緑化を推進するとともに、レクリエーション等の活動の場として活用を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
寺社境内地の緑地の活用	◆市街地の歴史的な緑地として、樹木・樹林等の保全を図り、地域の活動の場や歴史的な景観要素としての活用を図る。
学校施設の活用	◆植樹、壁面緑化、屋上緑化やグラウンドの芝生化等敷地内の緑化を推進する。また、グラウンド等学校施設の開放を行い多面的な活用を推進する。
民間施設の活用	◆企業グラウンド等、市と協定等による開放を目指して、緑地としての活用を図る。

③ 自然の緑の活用

河川や農地等自然の緑については、良好な自然環境を保全しながら、レクリエーション機能の充実を図り、市民が自然とふれあう場としての活用を推進します。

【個別施策】

施 策	内 容
矢作川河川敷の活用	◆矢作川河川敷は、市民が様々な機会を通じて自然とふれあうことができる場として活用を図る。
市民農園等における農業体験の場として活用	◆市民が自然とふれあうことができる機会を創出するため、農業が体験できる観光農園や体験教育ができる場の整備を検討する。



あおいパーク（市民農園）

(3) 「創造」に関する施策の方針

① 緑の拠点となる公園整備の推進

広域的な緑の拠点となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進するとともに、市と地域の拠点となる公園・緑地の整備を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
広域公園の整備促進	◆自然とふれあい交流できる広域公園として、愛知県と連携しながら、整備を促進する。
運動広場の整備推進	◆市民の健康づくりやレクリエーションの拠点となる運動広場の整備を推進する。
近隣公園の整備推進	◆地域や利用者のニーズを勘案しながら、地域の拠点となる近隣公園の整備を推進する。
港湾緑地の整備促進	◆碧南緑地周辺は、スポーツ・レクリエーション機能や、親水空間の創出を促進し、緑と水の拠点としての機能の強化を図る。

② 密集市街地におけるオープンスペースの確保

密集市街地においては、地権者との協議・調整を行いながら、空き地等の活用により、オープンスペースの確保を検討します。

【個別施策】

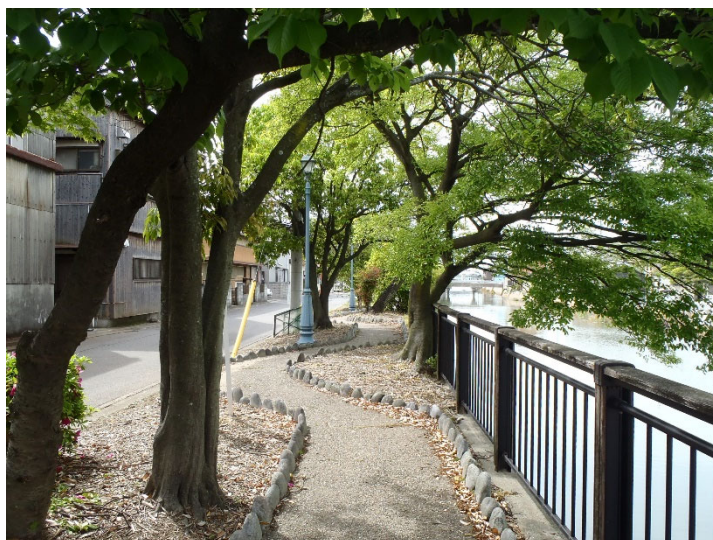
施 策	内 容
オープンスペースの確保	◆密集市街地においては、市民緑地制度の活用や土地の買取等により、オープンスペースの確保を検討する。
空き地を活用した公園・緑地の整備推進	◆未利用地となっている空き地については、地権者との協議・調整を進めながら、公園・緑地としての活用を検討する。 ◆空家の除去により跡地が発生する場合にも、地権者や地域住民等との協議において、公園・緑地としての活用を検討する。
生産緑地地区の活用	◆生産緑地地区のうち公園・緑地等に適している土地に関しては、地権者の意向を確認し土地の買取等によるオープンスペース確保に努める。

③ 河川や道路等ネットワークの形成の推進

河川緑地や幹線街路においては、市民が散策等できる快適な緑地空間の創出を推進するとともに、緑道や歩行者専用道路の整備により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
河川環境の整備	◆自然環境を保全するとともに、川とふれあうことができる整備を推進し、快適な歩行空間の創出を図る。
幹線街路空間の整備	◆道路植栽や沿道施設の緑化を推進するとともに、電線類の地中化や歩道の透水性舗装化を推進し、環境や景観に配慮した快適な歩行空間の創出を図る。



堀川緑地

④ 多様なニーズに対応した公園整備の推進

街区公園等地域の身近な公園については、地域住民のニーズを勘案し、使いやすく持続的に利用できる公園整備を推進します。

【個別施策】

施 策	内 容
街区公園の整備	◆最も身近な都市公園として、地域のバランスに配慮しながら、計画的な街区公園の整備を推進する。
地域住民の参画による公園整備	◆公園の計画段階から地域住民が参画して計画立案を行い、アイデアや意向を取り入れた地域で使いやすい公園整備を図る。
地域のニーズに合った公園の整備・リニューアル	◆公園施設の長寿命化計画を策定し、老朽化し利用しにくい公園のリニューアルを検討し、地域のニーズに合った公園整備を推進する。

⑤ 安全、安心に暮らすための緑の創出

災害時に避難路として機能する緑道の整備と、工業地における緑化の充実を図り、安全で安心して快適に暮らすことができる緑化を推進します。

【個別施策】

施 策	内 容
避難路となる緑道の整備推進	◆災害時の避難路を確保するため、市街地における緑道の整備や道路空間における植樹帯の確保に努める。
工場の緑化促進	◆臨海工業地帯では公害防止協定の締結により、工業地における緑化の充実を推進する。 ◆市街地の工業地においても、緑化に関する補助制度の活用等により緑化を推進する。

⑥ 遊休地の活用の推進

名鉄三河線跡地のうち未整備となっている区域や、大規模な空地は、緑地としての活用を検討し、市街地における緑地の確保と緑のネットワークの形成を推進します。

【個別施策】

施 策	内 容
遊休地を活用した緑地の整備推進	◆市街地内の遊休地の活用により、緑地の整備を推進し、市街地における緑のネットワークを形成する。
大規模空地における土地利用	◆工場跡地や商業施設跡地等の土地利用について、庁内で情報共有できる仕組みの構築及び都市公園等としての活用を検討する。



名鉄三河線跡地

⑦ 公共空間・民有地緑化の推進

公共施設における積極的な緑化を推進するとともに、緑化に関する各種制度等を活用し、民間施設や住宅地における敷地内緑化や屋上緑化及び壁面緑化を促進します。

【個別施策】

施 策	内 容
公共空間の緑化推進	◆公共施設の建物や敷地、駐車場等の積極的な緑化を推進し、市民の憩いの場として提供を図る。
地区計画制度や緑地協定制度の活用	◆新たな市街地開発においては、良好な都市環境の形成を図るため、地区計画制度による緑化率条例や緑地協定の導入を検討する。
緑化地域制度の指定検討	◆市街化区域においては、建築物の新築や増築時に緑化率の制限を行う緑化地域制度の指定を検討する。
屋上緑化・壁面緑化への支援	◆公共施設や工場、住宅地等民間施設における積極的な緑化を推進するため、屋上緑化、壁面緑化を推進する。
住宅地の緑化推進	◆地域住民や企業において、緑のカーテン、生垣・花壇づくり等、敷地内の緑化を促進する。



碧南市芸術文化ホールの緑

(4) 「管理」に関する施策の方針

① 市民団体や民間事業者等を含めた緑地の管理体制の構築

市民団体や民間事業者等が、公園施設等の設置、維持・管理を主体的に実施できる制度構築を推進するとともに、地域住民が公園施設整備や管理に積極的に参加できる場の設置を検討します。

【個別施策】

施 策	内 容
公園緑地管理団体の育成	◆一定の緑地整備と管理機能を有する NPO 法人やまちづくり会社等を育成し、民間の事業主体が緑地の保全や管理、買取り等に参加できる体制整備を検討する。
公園の活性化に関する協議会の設置	◆公園利用者の利便性向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等とが住民ニーズの共有や管理方法の協議等を行う協議会づくりを検討し、住民と行政が一体となって公園の活性化に取り組む。
民間事業者による公園施設の設置・管理制度の導入	◆都市公園内の飲食店、売店等公園施設の設置、管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）の導入を検討する。
公園内植栽や街路樹等の管理体制の構築	◆公園内の植栽や街路樹等を適切に管理するため、市と民間事業者による管理体制を構築し、定期的なパトロールや剪定等の実施を推進する。
安全・安心な公園づくり	◆公園利用者が安心して利用できるよう、地域住民や公園管理者による防犯パトロールの実施や、死角をつくらない植栽配置等を推進する。



公園整備に関するワークショップの様子

② 地域住民との協働による緑化の推進

緑に関するイベントや情報発信により、市民の緑化意識の高揚と啓発を行いながら、地域住民やボランティア団体の緑化活動を支援し、協働による緑のまちづくりを推進します。

【個別施策】

施 策	内 容
ボランティア団体の育成・支援	◆公園等愛護会、花いっぱい運動推進団体や碧の道里親プロジェクト等の活動団体を支援するとともに、団体の担い手となる人材の育成を図る。
ボランティアサポートプラザとの連携	◆ボランティアサポートプラザへの登録団体と連携を図り、緑化活動に取り組む。
あおいパークとの連携	◆あおいパークで行われているガーデニング講習会等への参加者と情報交換を行い、市内の緑化を促進する。
緑に関するイベントの開催	◆市民植木市等イベントを開催し、市民の緑化意識の高揚と啓発に取り組む。
ホームページや広報を活用した緑化活動のＰＲ	◆ホームページや広報等を活用し、市内の緑化活動やイベントの情報発信とＰＲに取り組む。
緑化活動に対する表彰制度の創設検討	◆緑化活動に対する市民の意識向上を図るため、地域住民が主体となる公園の清掃や緑化活動の表彰制度の創設を検討する。
緑化に関する補助制度の充実と周知	◆生垣設置奨励補助制度、民間事業者等緑化推進事業補助制度、花壇設置奨励補助制度等、市民や事業者の積極的な緑化を支援する補助制度を充実するとともに、市民と事業者への周知を図る。

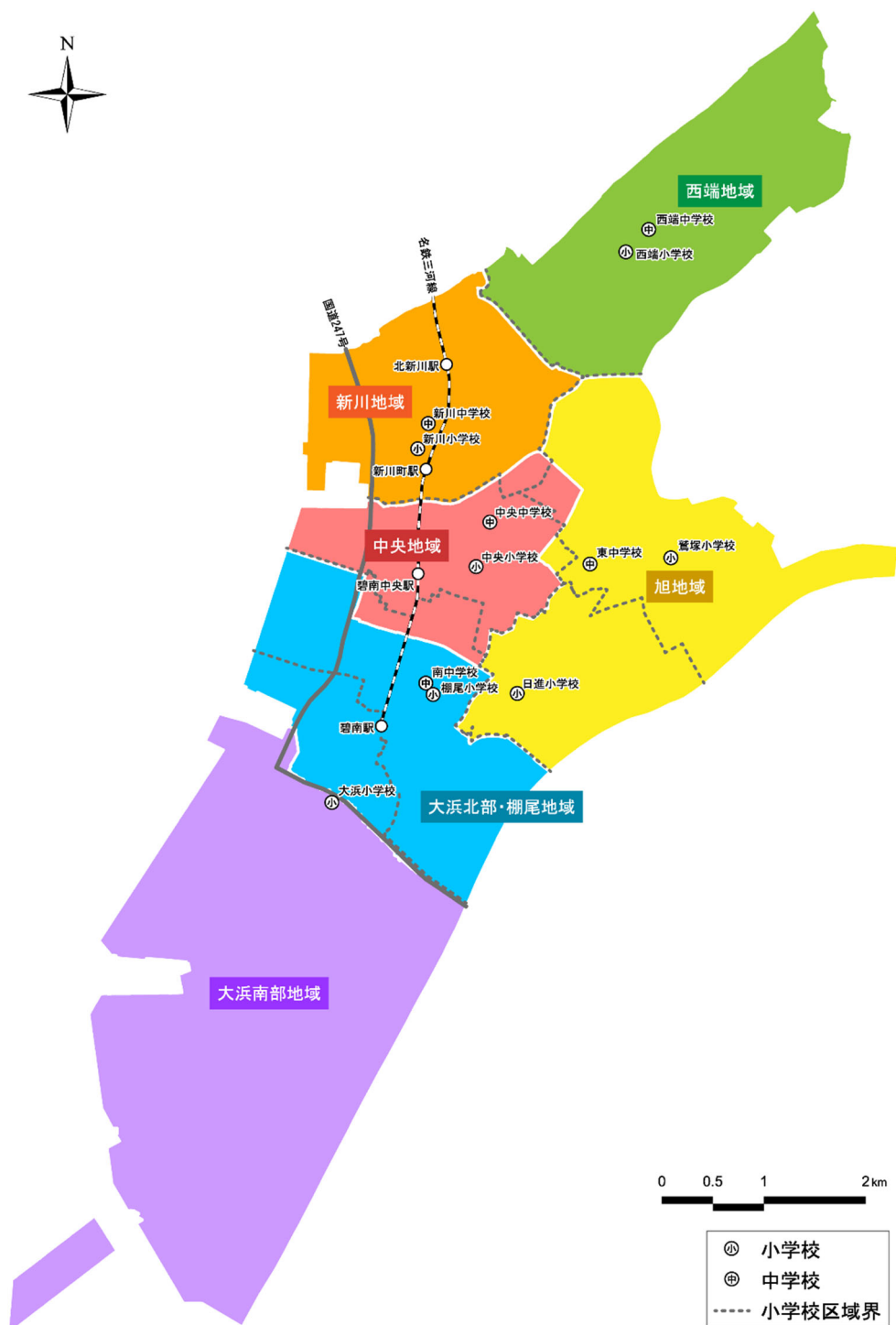


ボランティア団体の活動の様子

第7章 地域別緑のまちづくり方針

7.1 地域区分

地域区分の設定は、地形等の自然条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲等を考慮しながら、小学校区を基本として設定された碧南市都市計画マスタープランの地域区分によることとします。



7.2 地域別緑のまちづくり方針

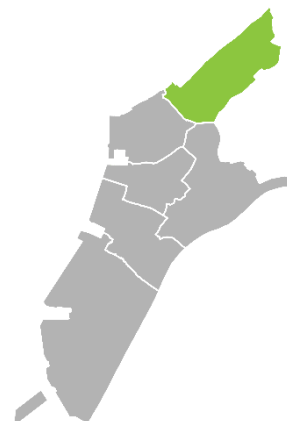
(1) 西端地域

① 緑の概要

西端地域は、油ヶ淵、高浜川、長田川等に囲まれ、市街化区域周辺には農地が広がっています。

市街化区域内及びその近隣には、街区公園として札木公園、湖西公園、三度山公園、公共施設緑地として油ヶ淵遊園地、油ヶ淵地域運動広場、西端小・中学校、哲学たいけん村無我苑等があるほか、県営油ヶ淵水辺公園（平成30年4月一部開園）の整備が進められています。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では8.0%で全市に比べ低くなっていますが、地域全体では60.2%となっており、緑に恵まれた地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
8,253 人	117.1 ha	535.6 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

平成30年5月31日現在

施設緑地						地域制緑地									
			市街化区域		都市計画区域					市街化区域		都市計画区域			
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)				箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
都市公園	住区基幹公園	街区公園	3	0.50	3	0.50	法によるもの	農用地区域				285.34			
		近隣公園	0	0.00	0	0.00		生産緑地地区		2.19		2.19			
		地区公園	0	0.00	0	0.00		河川区域		0.06		21.65			
	都市基幹公園	0	0.00	0	0.00	条例・協定によるもの			1.16		1.31				
	運動公園	0	0.00	0	0.00	地域制緑地 総計		3.41		310.49					
	基幹公園 計		3	0.50	3	0.50									
	都市緑地		0	0.00	0	0.00									
	広域公園		0	0.00	1	1.70									
	都市公園 計		3	0.50	4	2.20									
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		3	0.48	6	2.35	施設緑地間の重複					1	0.04	1	0.04
	臨海部緑地		0	0.00	0	0.00	施設緑地・地域制緑地間の重複					1	1.16	1	1.16
	児童遊園		0	0.00	1	0.04	計					2	1.20	2	1.20
	ちびっ子広場		1	0.04	3	0.12									
	ふれあい農園		2	0.02	2	0.02									
	ゲートボール場		0	0.00	0	0.00									
	グラウンド		1	1.18	2	1.88									
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		0	0.00	0	0.00									
	道路環境施設帯		0	0.00	0	0.00									
	河川緑地		0	0.00	0	0.00									
	その他		6	2.99	7	3.04									
	公共施設緑地 計		13	4.71	21	7.45									
	民間施設緑地	寺社境内地		2	1.64	2	1.64								
民間の動植物園		0	0.00	0	0.00										
一時開放広場		0	0.00	0	0.00										
その他		1	0.32	1	0.32										
民間施設緑地 計		3	1.96	3	1.96										
施設緑地 総計			19	7.17	28	11.61									

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)					
区域面積に対する割合(%)		市街化区域		都市計画区域	
		西端地域	全 市	西端地域	全 市
		8.0	13.6	60.2	40.0

住民1人あたりの公園等面積(㎡/人)					
住民1人あたり都市公園面積	西端地域	2.7			
	全 市	6.0			
住民1人あたり都市公園等※面積	西端地域	11.7			
	全 市	21.0			

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況					
		市街化区域		都市計画区域	
		緑被地面積(ha)	22	329	
西端地域	緑被率(%)	18.8	61.4		
	緑被地面積(ha)	403	1,593		
全 市	緑被率(%)	19.0	44.4		

※広域公園（県営油ヶ淵水辺公園）は平成30年4月開設分を含む。

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす油ヶ淵、高浜川、長田川、稗田川
- 市街地を囲む広大な農地
- 札木公園、湖西公園、三度山公園（街区公園）、県営油ヶ淵水辺公園（広域公園）
- 油ヶ淵遊園地、油ヶ淵地域運動広場、西端小・中学校、哲学たいけん村無我苑、ちびっこ広場、児童遊園等の公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 八劔神社の保存樹林
- 高地と低地の境にある西端里地等斜面林
- 市街化区域に点在する生産緑地地区

街区公園（札木公園）



八劔神社



斜面林



凡例

都市公園・緑地	緑被現況	緑化道路
公共施設緑地	樹林地・草地	斜面林
民間施設緑地	農地	地域界
生産緑地地区	水面	市街化区域(現況)
保存樹林		

油ヶ淵水辺公園



油ヶ淵遊園地



油ヶ淵



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて12団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	5	1	4	1	1

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 油ヶ淵水辺公園が開園し、湖周辺の景観が向上した。
- 西端保育園近くの畑（個人の畑）の花壇が手入れしてありきれい。
- 道路脇の花植え活動により景観がよくなった。
- 店先に花の寄せ植えがあるのはいい。
- 三度山公園で子供が遊べるようになった。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲油ヶ淵公園が開園したが、すでに草が多い。油ヶ淵遊園地のトイレは和式ばかり。
- ▲子ども広場の公園がなくなり雑草が生えている。
- ▲公園が大人の休憩所のように公園っぽくない。健康遊具がない。
- ▲公園内に大きな木や木陰が少ないためピクニック等ができない。
- ▲道路の草取りのタイミングが悪い。道具の提供があれば自分たちで草刈りを行う。
- ▲斜面林は災害時不安、竹藪は蚊が発生する。
- ▲駐車場がある大きな臨海公園等に遊びに行く。
- ▲ローラースケートやスケボー等道路以外でやれる場所がない。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、斜面林等自然の緑の保全と適切な管理
- 生産性のある広大な農地の保全
- 油ヶ淵等河川の水質改善
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 県営油ヶ淵水辺公園の整備と、維持・管理体制の構築
- 地域に不足する公園・緑地の整備と、住民ニーズを踏まえた施設の充実
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成、管理

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、西端地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

油ヶ淵を中心に自然との共生を目指す緑のまちづくり

＜具体的な取組＞

- 自然とのふれあいの場、憩いの場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。また、市民と協働で管理・活用できる体制の構築を推進します。
- 油ヶ淵、高浜川、長田川等水辺環境の保全と活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 保存樹林等の指定により斜面林、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 市街化区域の拡大においては、地区計画等の活用により、街区公園の整備、公共空間や民有地の緑化を図ります。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を検討します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 地域住民のスポーツやレクリエーション活動の拠点として、グラウンドを有する緑地整備を推進します。
- 産業地の整備においては、接道部への植栽や壁面緑化等による緑化を推進します。
- 市営宮下住宅の建替えの際には、周辺的环境整備や緑地の確保に努めます。



市街地沿道の植栽

西端地域の緑のまちづくり方針図



凡例

都市公園(現況)	民間施設緑地	緑の拠点	地域界
都市公園(計画)	生産緑地地区	水の拠点	市街化区域(現況)
公共施設緑地	農用地区域	緑のみち	新たな住宅地
公共施設緑地(計画)	河川区域	水的环境軸	新たな産業地

(2) 新川地域

① 緑の概要

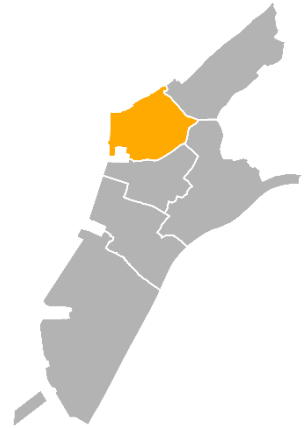
新川地域は、衣浦港、高浜川、新川、稗田川に囲まれ、地域のほとんどが市街化区域となっています。

市を代表する公園である明石公園のほか、街区公園として六軒町公園、相生公園、久杵公園が整備されています。また、公共施設緑地として、羽久手公園グラウンド、新川小・中学校等があります。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では11.4%で全市に比べやや低く、地域全体でも16.1%となっており、緑が少ない地域といえます。

地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
13,893 人	374.2 ha	376.4 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)



■緑の現況

平成30年3月31日現在

施設緑地					
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹公園	3	0.53	3	0.53
	近隣公園	0	0.00	0	0.00
	地区公園	1	7.10	1	7.10
	都市基幹公園	0	0.00	0	0.00
	運動公園	0	0.00	0	0.00
	基幹公園 計	4	7.63	4	7.63
	都市緑地	0	0.00	0	0.00
	広域公園	0	0.00	0	0.00
	都市公園 計	4	7.63	4	7.63
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園	4	0.21	4	0.21
	臨海部緑地	1	1.26	1	1.26
	児童遊園	2	0.23	2	0.23
	ちびっ子広場	12	0.31	12	0.31
	ふれあい農園	1	0.04	1	0.04
	ゲートボール場	1	0.06	1	0.06
	グラウンド	1	0.86	1	0.86
	自転車歩行者及び歩行者専用道路	0	0.00	0	0.00
	道路環境施設帯	1	6.05	1	6.05
	河川緑地	0	0.00	0	0.00
	その他	10	4.24	10	4.24
	公共施設緑地 計	33	13.26	33	13.26
民間施設緑地	寺社境内地	9	3.49	9	3.49
	民間の動植物園	0	0.00	0	0.00
	一時開放広場	0	0.00	0	0.00
	その他	2	0.32	2	0.32
民間施設緑地 計		11	3.81	11	3.81
施設緑地 総計		48	24.70	48	24.70

地域制緑地					
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
法によるもの	農用地区域				7.45
	生産緑地地区		9.28		9.28
	河川区域		0.19		10.63
	条例・協定によるもの		10.20		10.20
地域制緑地 総計			19.67		37.56
施設緑地間の重複		9	0.254	9	0.254
施設緑地・地域制緑地間の重複		9	1.37	9	1.37
計		18	1.62	18	1.62

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)			
		市街化区域	都市計画区域
区域面積に対する割合(%)	新川地域	11.4	16.1
	全 市	13.6	40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)			
住民1人あたり都市公園面積	新川地域	5.5	
	全 市	6.0	
住民1人あたり都市公園等 [※] 面積	新川地域	15.0	
	全 市	21.0	

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況			
		市街化区域	都市計画区域
新川地域	緑被地面積(ha)	66	80
	緑被率(%)	17.6	21.3
全 市	緑被地面積(ha)	403	1,593
	緑被率(%)	19.0	44.4

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、高浜川、新川、稗田川
- 高浜川左岸側に広がるまとまった農地
- 市を代表し広域的な緑の拠点となる明石公園(地区公園)

- 六軒町公園、相生公園、久沓公園（街区公園）
- 羽久手公園グラウンド、新川小・中学校、ちびっこ広場、児童遊園等公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 臨海部と市街地の緩衝帯となっている公有水面と緩衝緑地
- 臨海工業地帯の緑化
- 斎宮社、山神社、浅間社、西松江稻荷社、住吉神社、東松江神明社、東山秋葉社、白山神社、御鋸社、新川神社の保存樹林
- 市街化区域北東のまとった生産緑地地区



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、老人クラブ、アダプトプログラム等合わせて18団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	1	2	8	2	3

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 明石公園の整備が向上した。
- 道路や遊休地の花壇がいい。
- 緑の管理を補助金もらった老人会が担っている部分がある。
- 子育て世代が利用できる公園が増加した。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲明石公園は外灯が少なく暗い。
- ▲他地区に比べ公園が減少した。ボール利用可能な公園が減少した。遊具が少ない。
- ▲西端線の街路樹の管理が悪い。視認性悪化のため、危険である。緑が減少した。
- ▲街路樹、公園等の管理が悪い。
- ▲狭小庭の分譲住宅の増加により緑が減少した。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川等良好な水辺環境の形成と水質改善
- 農地や生産緑地地区の保全と活用
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 県営油ヶ淵水辺公園の整備
- 地域に不足する公園・緑地の整備
- 住民ニーズを踏まえた公園・緑地の環境整備
- 街路樹の適正な管理
- 工業地の緑化と緩衝緑地の保全と管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成、管理

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、新川地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

駅を中心に水と緑で賑わいを創造する緑のまちづくり

<具体的な取組>

- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
- 新川、高浜川の河川と公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園、明石公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 緑化重点地区の指定により、沿道緑化や民有地緑化等一体的に緑化を推進します。（緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。）
- 社寺林等市街地内の緑の保全と活用を図ります。
- 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。



明石公園周辺道路の植栽

新川地域の緑のまちづくり方針図



凡例

都市公園(現況)	生産緑地地区	緑の環境軸	地域界
都市公園(計画)	河川区域	緑のみち	市街化区域(現況)
公共施設緑地	緑の拠点	水的环境軸	新たな住宅地
民間施設緑地	水の拠点		

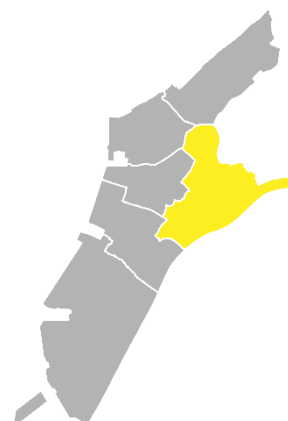
(3) 旭地域

① 緑の概要

旭地域は、油ヶ淵、矢作川に面し、これらの水辺に隣接して農地が広がっているほか、矢作川沿いには桜づつみが整備されています。

市街化区域内には、伏見公園、日進公園等街区公園が多く整備され、東中学校、鷺塚小学校、日進小学校等の公共施設緑地が立地しています。また、多くの生産緑地地区が点在しています。区域の東部には近隣公園として水源公園が整備されています。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では9.9%で他の地域に比べ低くなっていますが、地域全体では51.2%となっており、緑に恵まれた地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
16,206 人	310.4 ha	645.6 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

施設緑地						
			市街化区域		都市計画区域	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	7	2.35	7	2.35
		近隣公園	1	0.57	2	2.61
		地区公園	0	0.00	0	0.00
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0	0.00
		運動公園	0	0.00	0	0.00
	基幹公園 計		8	2.92	9	4.96
	都市緑地		0	0.00	0	0.00
	広域公園		0	0.00	0	0.00
	都市公園 計		8	2.92	9	4.96
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		6	0.26	7	1.80
	臨海部緑地		0	0.00	0	0.00
	児童遊園		3	0.31	3	0.31
	ちびっ子広場		4	0.33	5	0.37
	ふれあい農園		3	0.09	3	0.09
	ゲートボール場		4	0.42	4	0.42
	グラウンド		0	0.00	0	0.00
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		5	0.77	5	0.77
	道路環境施設帯		0	0.00	0	0.00
	河川緑地		0	0.00	1	14.77
	その他		10	4.35	10	4.35
	公共施設緑地 計		35	6.53	38	22.88
民間施設緑地	寺社境内地		3	1.89	3	1.89
	民間の動植物園		1	0.11	1	0.11
	一時開放広場		0	0.00	0	0.00
	その他		1	0.35	2	0.62
	民間施設緑地 計		5	2.35	6	2.62
施設緑地 総計			48	11.80	53	30.46

地域制緑地					
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
法によるもの	農用地区域				202.80
	生産緑地地区		18.57		18.57
	河川区域		0.19		93.40
	条例・協定によるもの		1.18		1.23
地域制緑地 総計			19.94		316.00
施設緑地間の重複		3	0.31	3	0.31
施設緑地・地域制緑地間の重複		5	0.84	6	15.61
計		8	1.15	9	15.92

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)			
		市街化区域	都市計画区域
区域面積に対する割合(%)	旭地域	9.9	51.2
	全 市	13.6	40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)			
住民1人あたり都市公園面積	旭地域		3.1
	全 市		6.0
住民1人あたり都市公園等 [※] 面積	旭地域		17.2
	全 市		21.0

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況			
		市街化区域	都市計画区域
旭地域	緑被地面積(ha)	65	376
	緑被率(%)	20.9	58.2
全 市	緑被地面積(ha)	403	1,593
	緑被率(%)	19.0	44.4

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の矢作川、油ヶ淵
- 矢作川、油ヶ淵に隣接して広がる農地
- 水源公園（近隣公園）
- 伏見公園、日進公園、三宅公園等（街区公園）
- 矢作川桜づつみ
- 東中学校、鷺塚小学校、日進小学校、ちびっこ広場、児童遊園等公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 神有天満社、神明社、稲荷社、天満神社、厳島社、霞浦神社の保存樹林
- 市道藪下東山線沿いの崖地の斜面林
- 市街化区域のまとまった生産緑地地区



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて21団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	10	3	4	2	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 三宅公園の整備により利用率が向上した。
- 荒子町にちびっこ広場が建設された。
- 矢作川や水源公園の桜並木がいい。名所となるといい。
- 地域全体で公園の樹木が成長した。
- 日進フラワーロードの整備が地区の人の手による。
- 荒れ地がなく田畑が多い。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲他地区より公園が少ない。区画整理地内のみ公園がある。
- ▲三宅公園の子供遊具が少ない。
- ▲街路樹整備が滞っている。
- ▲民地内や神社仏閣の樹木管理に危険性がある。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、農地等自然の緑の保全
- 矢作川の水辺環境の保全と整備
- 斜面林の保全と適正な維持管理
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 県営油ヶ淵水辺公園の整備
- 住民ニーズを踏まえた公園・緑地の環境整備
- 安心して利用できる公園・緑地としての維持管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、旭地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

矢作川や油ヶ淵の水辺空間を活かして自然とふれあえる緑のまちづくり

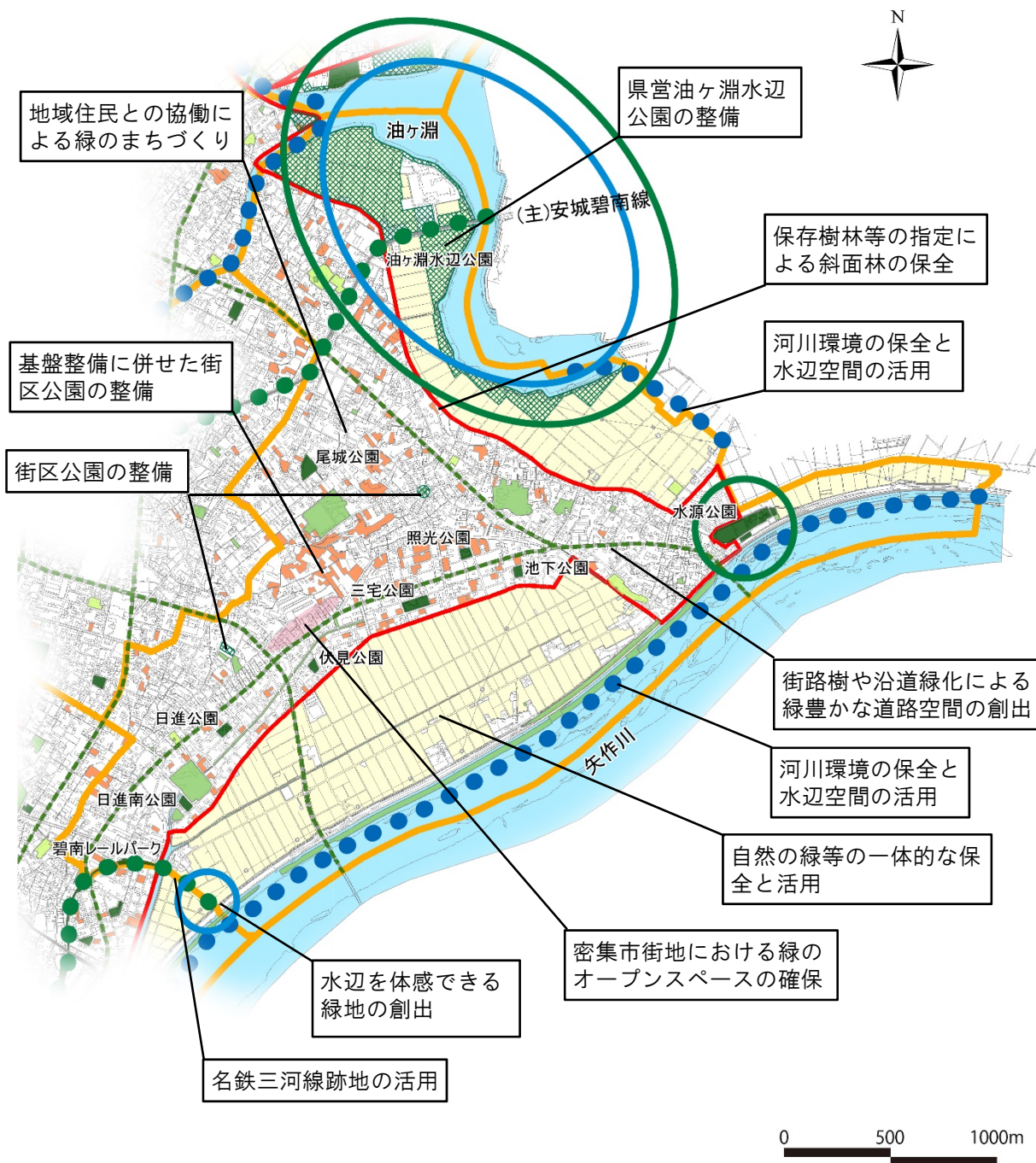
＜具体的な取組＞

- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
- 矢作川、油ヶ淵の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園や水源公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 保存樹林等の指定により、優良農地や斜面林、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 市街地整備に併せた街区公園の整備を検討します。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 名鉄三河線跡地については、碧南レールパークの矢作川までの延伸を推進し、歩行者等の連続した動線を確保します。
- 矢作川と名鉄三河線跡地が交差する周辺に、水の拠点として水辺を体感できる緑地の創出を図ります。



油ヶ淵

旭地域の緑のまちづくり方針図



凡例

都市公園(現況)	生産緑地地区	緑の拠点	水の水環境軸
都市公園(計画)	農用地区域	水の水環境軸	地域界
公共施設緑地	河川区域	緑の水環境軸	市街化区域(現況)
民間施設緑地		緑のみち	

(4) 中央地域

① 緑の概要

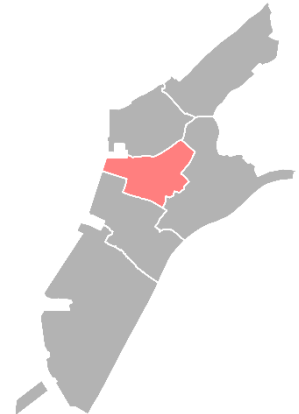
中央地域は、衣浦港、新川に面し、地域全域が市街化区域となっています。市役所等の主要な公共施設や商業施設・業務施設が集積し、碧南中央駅周辺は本市の中心核として位置づけられています。

地域内には、末広公園、沢渡公園等街区公園が数多く整備されているほか、衣浦港に面して須磨海岸緑地が整備されています。また、数は少ないですが、寺社境内地の樹林地や生産緑地地区が点在しています。

区域面積に対する緑地の割合は、地域全体で7.8%と、他の地域に比べ緑の少ない地域といえます。

地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
13,943 人	316.1 ha	316.1 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)



■緑の現況

平成30年3月31日現在

施設緑地						
			市街化区域		都市計画区域	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	11	4.89	11	4.89
		近隣公園	0	0.00	0	0.00
		地区公園	0	0.00	0	0.00
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0	0.00
		運動公園	0	0.00	0	0.00
	基幹公園 計		11	4.89	11	4.89
	都市緑地		2	2.33	2	2.33
	広域公園		0	0.00	0	0.00
	都市公園 計		13	7.22	13	7.22
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		4	0.22	4	0.22
	臨海部緑地		1	0.89	1	0.89
	児童遊園		1	0.05	1	0.05
	ちびっ子広場		7	0.38	7	0.38
	ふれあい農園		0	0.00	0	0.00
	ゲートボール場		3	0.21	3	0.21
	グラウンド		0	0.00	0	0.00
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		0	0.00	0	0.00
	道路環境施設帯		1	1.86	1	1.86
	河川緑地		0	0.00	0	0.00
	その他		6	3.36	6	3.36
	公共施設緑地 計		23	6.97	23	6.97
民間施設緑地	寺社境内地		4	2.23	4	2.23
	民間の動植物園		0	0.00	0	0.00
	一時開放広場		0	0.00	0	0.00
	その他		2	0.46	2	0.46
	民間施設緑地 計		6	2.69	6	2.69
施設緑地 総計			42	16.88	42	16.88

平成 30 年 5 月 31 日現在

地域制緑地					
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
法によるもの	農用地区域				
	生産緑地地区		2.51		2.51
	河川区域				
条例・協定によるもの			5.84		5.84
地域制緑地 総計			8.35		8.35

施設緑地間の重複		4	0.21	4	0.21
施設緑地・地域制緑地間の重複		2	0.29	2	0.29
計		6	0.50	6	0.50

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)				市街化区域		都市計画区域	
				箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
区域面積に対する割合(%)	中央地域				7.8		7.8
	全 市				13.6		40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)				市街化区域		都市計画区域	
				箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住民1人あたり都市公園面積	中央地域				5.2		
	全 市				6.0		
住民1人あたり都市公園等 [※] 面積	中央地域				10.2		
	全 市				21.0		

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況				市街化区域		都市計画区域	
				箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
中央地域	緑被地面積(ha)				43		43
	緑被率(%)				13.6		13.6
全 市	緑被地面積(ha)				403		1,593
	緑被率(%)				19.0		44.4

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、新川
- 末広公園、沢渡公園等(街区公園)

- 臨海部の須磨海岸緑地、碧緑地（都市緑地）
- 中央小中学校、ちびっこ広場、児童等の公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 臨海部と市街地の緩衝帯となっている公有水面と緩衝緑地
- 臨海工業地帯の緑化
- 熊野神社、神明社（中山・道場山）、天王津島社の保存樹林
- 区域北東に点在する生産緑地地区



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて19団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	11	1	3	2	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 想像より公園が多い。
- 公園の手入れがいい。(老人会)
- 樹木の伐採により、見通しが向上した。
- 高校、老人会、個人等で花壇が設置されてきれい。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲公園が暗い。トイレが古い。利用しにくい。駐車場がない。
- ▲子どもの足で歩いていけるとところに公園がないところもある。
- ▲市内全般に野球場が多く、施設に偏りがある。
- ▲ランニングやウォーキングに適した矢作川活用の検討が必要である。
- ▲街路樹、公園、川の樹木や草の手入れが悪い。道を狭くしている。
- ▲緑が他地区より少ない。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 地域に不足する公園・緑地の整備
- 公共空間のさらなる緑化
- 工業地の緑化と緩衝緑地の保全と管理
- 公園・緑地の防災やレクリエーションとしての活用
- 安心して利用できる公園・緑地としての維持管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、中央地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

駅を中心に潤いのある都市環境の形成を目指す緑のまちづくり

＜具体的な取組＞

- 新川、公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 地域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 都市緑地の保全と活用を図ります。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 住宅地において、工場や商業施設等の移転、空家の取り壊し等が行われた場合には、跡地への公園等の整備を検討します。



市役所と沿道の植栽

中央地域の緑のまちづくり方針図



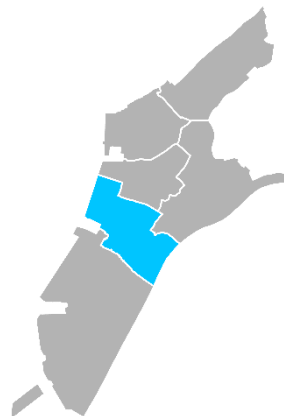
(5) 大浜北部・棚尾地域

① 緑の概要

大浜北部・棚尾地域は、矢作川、衣浦港に面し、区域の多くが市街化区域となっています。

市街化区域内には、本市の緑の拠点である碧南市臨海公園があるほか、碧南レールパーク（近隣公園）や、雨池公園、若宮公園、志貴崎公園等の街区公園が整備されていますが、密集市街地が多く、オープンスペースの少ない地域もみられます。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では13.8%で市域全体とほぼ同じ割合となっていますが、地域全体では24.4%となっており、緑がやや少ない地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
12,587 人	404.4 ha	476.2 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

施設緑地						
			市街化区域		都市計画区域	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	6	1.32	6	1.32
		近隣公園	1	2.03	1	2.03
		地区公園	0	0.00	0	0.00
	都市基幹公園	総合公園	1	12.00	1	12.00
		運動公園	0	0.00	0	0.00
	基幹公園 計		8	15.35	8	15.35
	都市緑地		1	0.66	1	0.66
	広域公園		0	0.00	0	0.00
都市公園 計		9	16.01	9	16.01	
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		9	0.92	9	0.92
	臨海部緑地		1	2.47	1	2.47
	児童遊園		1	0.05	1	0.05
	ちびっ子広場		3	0.12	3	0.12
	ふれあい農園		1	0.04	1	0.04
	ゲートボール場		1	0.07	1	0.07
	グラウンド		0	0.00	0	0.00
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		9	0.33	9	0.33
	道路環境施設帯		1	2.72	1	2.72
	河川緑地		0	0.00	1	8.61
	その他		9	3.10	9	3.10
	公共施設緑地 計		35	9.82	36	18.43
民間施設緑地	寺社境内地		1	0.81	1	0.81
	民間の動植物園		0	0.00	0	0.00
	一時開放広場		1	0.76	1	0.76
	その他		1	0.39	1	0.39
	民間施設緑地 計		3	1.96	3	1.96
施設緑地 総計			47	27.79	48	36.40

地域制緑地			
		市街化区域	
		箇所数	面積(ha)
法によるもの	農用地区域		28.85
	生産緑地地区		4.06
	河川区域		1.95
	条例・協定によるもの		22.71
地域制緑地 総計			89.14

施設緑地間の重複	1	0.05	1	0.05
施設緑地・地域制緑地間の重複	1	0.55	2	9.16
計	2	0.60	3	9.21

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)			
		市街化区域	都市計画区域
区域面積に対する割合(%)	大浜北・棚尾地域	13.8	24.4
	全 市	13.6	40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)		
住民1人あたり都市公園面積	大浜北・棚尾地域	12.7
	全 市	6.0
住民1人あたり都市公園等 [※] 面積	大浜北・棚尾地域	27.4
	全 市	21.0

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況		
		市街化区域
		都市計画区域
大浜北・棚尾地域	緑被地面積(ha)	66
	緑被率(%)	16.3
全 市	緑被地面積(ha)	403
	緑被率(%)	19.0

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、矢作川、堀川
- 矢作川に隣接して広がる農地

- 市を代表し広域的な緑の拠点となる碧南市臨海公園（総合公園）
- 雨池公園、若宮公園、志貴崎公園、長富公園等（街区公園）
- ちびっこ広場、児童遊園、大浜陣屋跡広場、南中学校、棚尾小学校等公共施設緑地・堀川の親水空間
- 臨海部と市街地の間の緩衝帯となっている公有水面や緩衝緑地
- 臨海工業地帯の緑化
- 幹線道路の街路樹等
- 廃線となった名鉄三河線跡地の碧南レールパーク（近隣公園）
- 大浜稻荷社、山稻荷社、八柱神社、熊野神社の保存樹林
- 市街化区域南東のまとまった生産緑地地区



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、アダプトプログラム等合わせて13団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	8	1	1	1	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- レールパークが整備された。
- レールパーク内照明が設置され、歩きやすくなった。
- レールパークにより安全な遊歩道が整備された。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲ レールパーク内の緑が少ない。
- ▲ レールパーク内の遊具の汎用性が低い。
- ▲ 公園はあるが、公園に行く際の駐車場がない。
- ▲ 公園内樹木の剪定や草取りが必要である。
- ▲ 旧市街地に公園がない。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、農地等自然の緑の保全
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 密集市街地に不足する公園・緑地の整備
- 密集市街地でのオープンスペースの確保
- 工業地の緑化と緩衝緑地の保全と管理
- 市有地の遊休地や名鉄三河線跡地の有効活用
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、大浜北部・棚尾地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

駅を中心に碧南レールパークを活用して水と緑のネットワークの形成を目指す緑のまちづくり

＜具体的な取組＞

- 矢作川、蜷川、堀川の河川や公有水面の環境保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用、碧南レールパーク・名鉄三河線跡地の活用により、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 緑化重点地区の指定により、市民協働による緑化を推進します。（緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。）
- 優良農地や社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 名鉄三河線跡地については、碧南レールパークの碧南駅及び矢作川までの延伸を推進し、歩行者等の連続した動線を確保します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 碧南市臨海公園は、子どもから高齢者まで幅広く利用できるよう、利用者のニーズを把握しつつ、適正な維持・改善を推進します。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 都市緑地の保全と活用を図ります。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 矢作川と名鉄三河線跡地が交差する周辺に、水の拠点として水辺を体感できる緑地の創出を図ります。



大浜地区の辻広場

大浜北部・棚尾地域の緑のまちづくり方針図



凡例

都市公園(現況)	農用地区域	緑の環境軸	地域界
公共施設緑地	河川区域	緑のみち	市街化区域(現況)
民間施設緑地	緑の拠点	水的环境軸	
生産緑地地区	水の拠点		

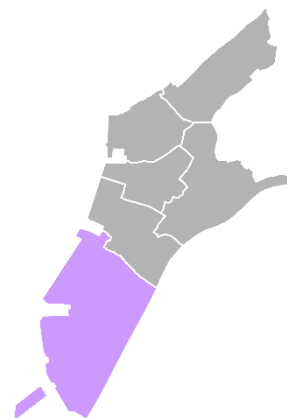
(6) 大浜南部地域

① 緑の概要

大浜南部地域は、矢作川、衣浦港に囲まれ、矢作川に沿って干拓による農地が広がっています。

市街化区域内には、権田公園、岬公園、若松公園等街区公園や玉津浦緑地、権現崎灯台緑地等都市緑地が整備されているほか、公共施設緑地として大浜小学校、玉津浦グラウンド、碧南緑地等があります。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では19.4%で全市に比べて高く、地域全体でも47.1%となっており、緑に恵まれた地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
7,880 人	594.9 ha	1,236.2 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成30年3月31日現在

平成30年3月31日現在

施設緑地						地域制緑地									
			市街化区域		都市計画区域										
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)									
都市公園	住区基幹公園	街区公園	10	2.46	12	3.44	法によるもの	農用地区域			321.56				
		近隣公園	0	0.00	0	0.00		生産緑地地区	7.46		7.46				
		地区公園	0	0.00	0	0.00		河川区域			138.75				
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0	0.00	条例・協定によるもの		56.33		56.51				
		運動公園	0	0.00	0	0.00					524.28				
	基幹公園 計		10	2.46	12	3.44	地域制緑地 総計		63.79						
	都市緑地		3	4.18	3	4.18									
	広域公園		0	0.00	0	0.00									
	都市公園 計		13	6.64	15	7.62									
	公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		2	0.08	3	3.58	施設緑地間の重複				1	0.05	2	0.10
臨海部緑地		3	15.12	3	15.12	施設緑地・地域制緑地間の重複				1	2.20	3	9.18		
児童遊園		1	0.05	2	0.10	計				2	2.25	5	9.28		
ちびっ子広場		2	0.27	3	0.29										
ふれあい農園		0	0.00	0	0.00										
ゲートボール場		0	0.00	0	0.00										
グラウンド		6	9.80	6	9.80										
自転車歩行者及び歩行者専用道路		13	0.24	13	0.24										
道路環境施設帯		1	0.75	1	0.75										
河川緑地		0	0.00	1	6.87										
その他		4	2.00	6	3.36										
公共施設緑地 計		32	28.31	38	40.11										
民間施設緑地		寺社境内地		1	3.71	2	4.05								
		民間の動植物園		2	12.43	2	12.43								
	一時開放広場		1	1.83	1	1.83									
	その他		2	1.20	2	1.20									
	民間施設緑地 計		6	19.17	7	19.51									
施設緑地 総計			51	54.12	60	67.24									

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)					
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
区域面積に対する割合(%)	大浜南部地域		19.4		47.1
	全 市		13.6		40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)			
住民1人あたり都市公園面積	大浜南部地域		9.7
	全 市		6.0
住民1人あたり都市公園等 [※] 面積	大浜南部地域		60.6
	全 市		21.0

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況					
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
大浜南部地域	緑被地面積(ha)		142		631
	緑被率(%)		23.9		51.0
全 市	緑被地面積(ha)		403		1,593
	緑被率(%)		19.0		44.4

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、矢作川、蜷川
- 蜷川左岸側に広がる広大な農地
- 碧南緑地、あおいパーク、ヒーリングガーデン、エコパーク等緑の拠点

- ボードウォーク等碧南緑地周辺の水辺空間
- 釣り広場、港南緑地の水の拠点
- 権田公園、岬公園、若松公園等（街区公園）
- 玉津浦緑地、権現崎灯台緑地、港南緑地（都市緑地）
- 玉津浦グラウンド、大浜小学校、ちびっこ広場、児童遊園等の公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 臨海部と市街地の緩衝帯となっている緩衝緑地、グラウンド
- 大浜熊野大神社、川口神社、稲荷社（前浜）の保存樹林
- 地域を代表する景観資源となっている前浜緑地
- 市街化区域南東に多く点在する生産緑地地区



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて10団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	3	1	2	2	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 公園が増加した。画一的ではなく遊具の工夫もありいい。
- 前浜公園や臨海公園の利用が増加した。
- 大浜南部区画整理後の公園のボランティア管理がいい。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲公園がない。駐車場がない。
- ▲公園の草や剪定が滞っている。
- ▲サッカーや野球の出来る公園が近くにない。
- ▲緑は道路沿いと神社公園のみで各住宅の緑が減った。
- ▲民有地の空き地を公園化するのはどうか。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、農地等自然の緑の保全
- 農地や生産緑地地区の保全と活用
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 地域に不足する公園・緑地の整備
- 工業地の緑化や活用と緩衝緑地の保全と管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、大浜南部地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

衣浦港を活かして緑の拠点の創造と活用を目指す緑のまちづくり

＜具体的な取組＞

- 衣浦港、矢作川、蜷川の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、ヒーリングガーデン・エコパーク、伊勢町公園等を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 優良農地、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 地域のシンボルである前浜緑地、社寺林等歴史ある緑の保全を図ります。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 都市緑地の保全と活用を図ります。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 碧南緑地はスポーツ・レクリエーション活動の拠点として再整備を促進します。



熊野大神社

大浜南部地域の緑のまちづくり方針図



凡例

都市公園(現況)	生産緑地地区	緑の拠点	水的环境軸
都市公園(計画)	農用地区域	水の拠点	地域界
公共施設緑地	河川区域	緑の環境軸	市街化区域(現況)
民間施設緑地		緑のみち	新たな産業地

第8章 緑化重点地区の計画

8.1 緑化重点地区の設定

本計画の目標の早期達成や市民の緑化意識の高揚等を図るため、緑に関する施策を重点的かつ先導的に展開する地区を緑化重点地区として設定します。

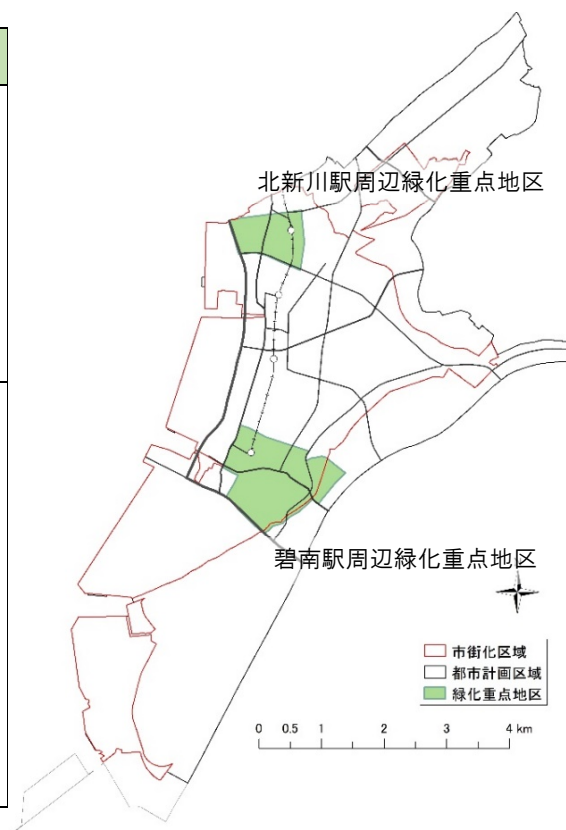
緑化重点地区の設定にあたっては、以下の視点に基づき地区の選定を行い、「北新川駅周辺」、「碧南駅周辺」の2地区を位置づけます。

■緑化重点地区設定にあたっての視点

- ◆駅前等都市のシンボルとなる地区
- ◆緑が少ない住宅地
- ◆風致地区等都市の風致の維持が特に重要な地区
- ◆防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ◆緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- ◆動植物の生息・生育空間をつなぐ上で緑化の必要性が高い地区 等

※「都市公園法運用指針(第3版)」(平成29年6月)を元に整理

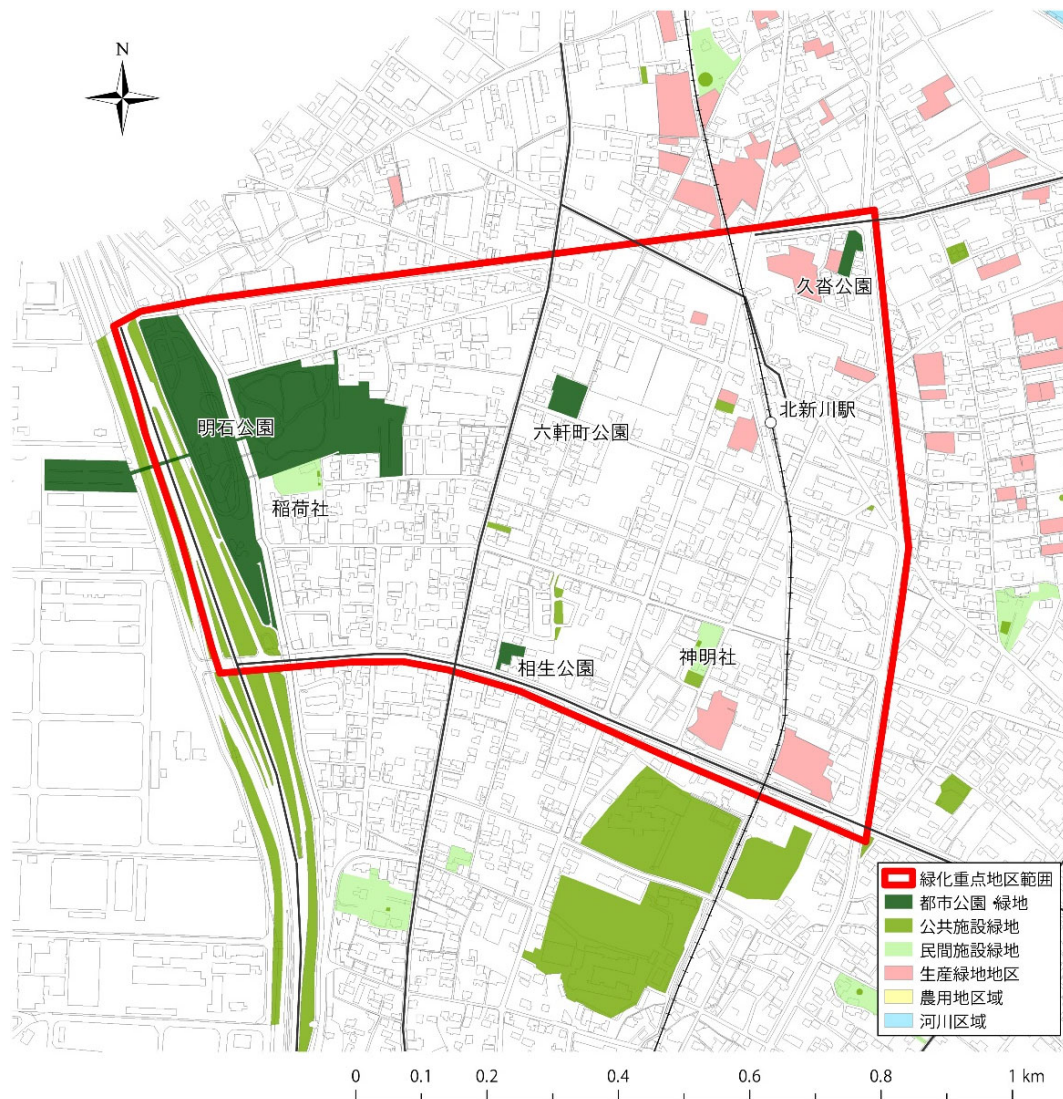
緑化重点地区の概要
北新川駅周辺緑化重点地区 (新川地域) 地区面積：約78ha 設定の視点：都市のサブ核である北新川駅があり、シンボリックな緑化が必要。 緑の拠点である明石公園を活かしたまちづくりが必要。 身近な公園緑地やオープンスペースが少なく、重点的な取組が必要。
碧南駅周辺緑化重点地区 (大浜北部・棚尾地域) 地区面積：約178ha 設定の視点：都市のサブ核である碧南駅があり、シンボリックな緑化が必要。 緑が少ない密集市街地があり、重点的な取組が必要。 碧南レールパークのほか、街区公園が多く整備されており、公園を中心としたまちづくりが可能。 都市再生整備事業を通してまちづくりに関する住民意識が高く、住民主体の取組が可能。



8.2 北新川駅周辺緑化重点地区の整備方針

(1) 対象区域

以下に示す範囲を、北新川駅周辺緑化重点地区として設定します。



(2) 地区の現状と課題

- 自然の緑が少なくオープンスペースも不足しているため、市街地の緑化やオープンスペースの創出が必要です。
- 明石公園の利便性及びアクセスの向上を図るため、北新川駅からの歩行空間の創出と沿道緑化を推進し、ネットワークの形成を図ることが必要です。
- 稲荷社、神明社の社寺林等、市街地内に残る緑の保全が求められます。
- 北新川駅周辺は、本市のサブ拠点としての機能を高めるため、緑化に配慮した基盤整備が必要です。
- 幹線街路の植栽は、適切な維持管理が求められています。

(3) 地区のテーマ

緑の拠点である明石公園やサブ核である北新川駅の利用環境の向上に向け、明石公園と北新川駅を結ぶ緑豊かな歩行空間の創出、北新川駅周辺や民有地における緑化、地域の拠点となる公園や市街地内のオープンスペースの整備等を推進します。

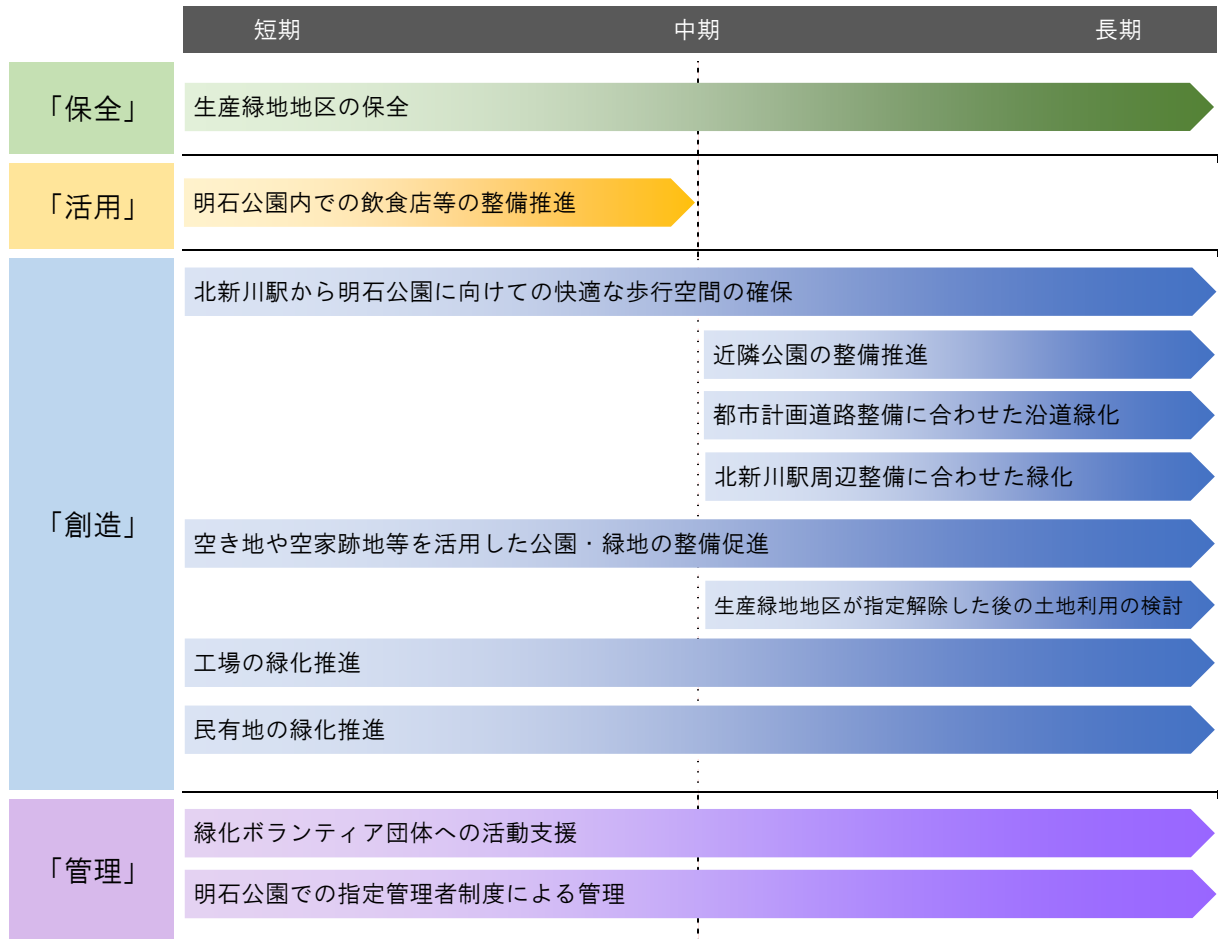
(4) 重点的な施策

- ◆北新川駅から明石公園に向けて快適な歩行空間を確保するため、花壇の設置や生垣整備等による沿道緑化を推進します。
- ◆都市計画道路（名古屋碧南線、西端線）の整備に合わせ、街路樹等の植栽や沿道部の緑化を推進し、北新川駅と明石公園等を結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。また、街路樹等の適切な維持管理体制の構築に努めます。
- ◆北新川駅周辺では、駅前広場や駅へのアクセス道路の整備に合わせた花壇の設置や沿道緑化を検討します。
- ◆民有地においては、規模の大きな工場の接道部の緑化の充実を働きかけるほか、住宅等でのフラワーポットの設置や壁面緑化を促進します。
- ◆農地や未利用地となっている空き地については、市民緑地制度等を活用し、オープンスペースの維持、確保に努めます。
- ◆生産緑地地区の保全に努めるとともに、生産緑地地区が指定解除された場合には土地の買取や公園としての整備を検討します。
- ◆明石公園において、指定管理者制度を活用し、飲食店、売店等便益施設の設置を促進します。



(5) アクションプログラム

北新川駅や明石公園を中心に一体的な都市環境の形成を図る地区として、以下のプログラムにより、地区内の緑の「保全」、「活用」、「創造」「管理」を図ります。



(6) 市民等の役割

地区内の住民、事業所、緑化団体等は、接道部の緑化や公園、街路樹等の維持、管理活動等に積極的に関わり、行政との協働により緑のまちづくりを進めます。

＜住民の活動＞ ★自宅でのフラワーポットや生垣の設置、壁面緑化 ★公園の清掃活動等への参加 ★所有する農地や樹木の維持・保全 等	＜事業所の活動＞ ★接道部や敷地内の緑化 ★地域の緑化活動や清掃活動等への参加 等	＜緑化団体等の活動＞ ★公園や街路樹等の維持、管理体制への参加 ★公園等の清掃活動や緑化活動の充実 等
---	---	---

8.3 碧南駅周辺緑化重点地区の整備方針

(1) 対象区域

以下に示す範囲を、碧南駅周辺緑化重点地区として設定します。



(2) 地区の現状と課題

- 都市公園等の利用促進を図るため、住民ニーズを踏まえたリニューアルや多面的な利活用の検討が必要です。
- 碧南レールパークと堀川に囲まれた住宅密集地では、自然の緑が少なく緑地やオープンスペースが不足しているため、都市環境や防災の観点からもこれらの確保が必要です。
- 都市公園や幹線街路の植栽は、適切な維持管理が求められています。
- 碧南レールパークや堀川緑地等の整備が進んでいますが、矢作川や公共施設等と緑や水辺で有機的に結び、水と緑のネットワークを充実させることが求められています。
- 碧南レールパーク等多くの公園・緑地等が整備されていますが、地域行事やイベント等での活用は少ないため、気軽に活用するための仕組みづくりが必要です。

(3) 地区のテーマ

既設の公園等の利用向上や適切な維持管理に向け、地域住民や事業者、施設管理者が一体となって取組むための体制づくりを図ります。また、密集市街地において積極的にオープンスペースの確保を図るとともに、公共施設や民有地緑化を推進します。

(4) 重点的な施策

- ◆ 碧南レールパークや若宮公園等の公園ごとに、公園管理者や地域の関係者等による公園の活性化に関する協議会の設置を推進します。
- ◆ 公園等愛護会や花いっぱい運動推進団体等ボランティア団体の活動を活性化するため、地域住民に対し活動内容のPRや活動への参加を働きかけます。
- ◆ 名鉄三河線跡地の緑地整備や堀川、蜷川の水辺環境整備を進め、碧南レールパークや堀川緑地と合わせて水と緑のネットワークの充実を図ります。
- ◆ 住宅が密集した地域では、空き地等の公園・緑地への活用や、オープンスペースへの花壇の設置等を推進します。
- ◆ 名鉄三河線跡地と矢作川が交差する周辺に、水の拠点として親水性のある緑地等の整備を検討します。
- ◆ 社寺林等市街地内に残る樹木・樹林の保全に努めます。



(5) アクションプログラム

密集市街地の住環境の改善を目指す地区として、以下のプログラムにより、地区内の緑の「保全」、「活用」、「創造」「管理」を図ります。

	短期	中期	長期
「保全」	社寺林等の保全		
「活用」	公園・緑地のレクリエーションへの活用		
	防災への活用		
「創造」	空き地や空家跡地等を活用した公園・緑地の整備促進		
	堀川、蜷川等河川環境の整備		
			水の拠点となる緑地の整備推進
	密集市街地における公共空間の緑化推進		
	密集市街地における住宅地の緑化推進		
「管理」	公園の活性化に関する協議会の設置		
	公園内植栽や街路樹等の管理体制の構築		
	緑化ボランティア団体への活動支援		
	ホームページや広報を活用した緑化活動のPR		

(6) 市民等の役割

地区内の住民、事業所、緑化団体等は、接道部の緑化や公園、街路樹等の維持、管理活動等に積極的に関わり、行政との協働により緑のまちづくりを進めます。

＜住民の活動＞ ★自宅でのフラワーポットや生垣の設置、壁面緑化 ★公園の活性化に関する協議会への参加 ★公園の清掃活動等への参加等	＜事業所の活動＞ ★接道部や敷地内の緑化 ★公園の活性化に関する協議会への参加 ★地域の緑化活動や清掃活動等への参加等	＜緑化団体等の活動＞ ★公園等の清掃活動や緑化活動の充実 ★公園や街路樹等の維持、管理体制への参加 ★公園の活性化に関する協議会への参加等
--	--	--

第9章 計画の実現に向けて

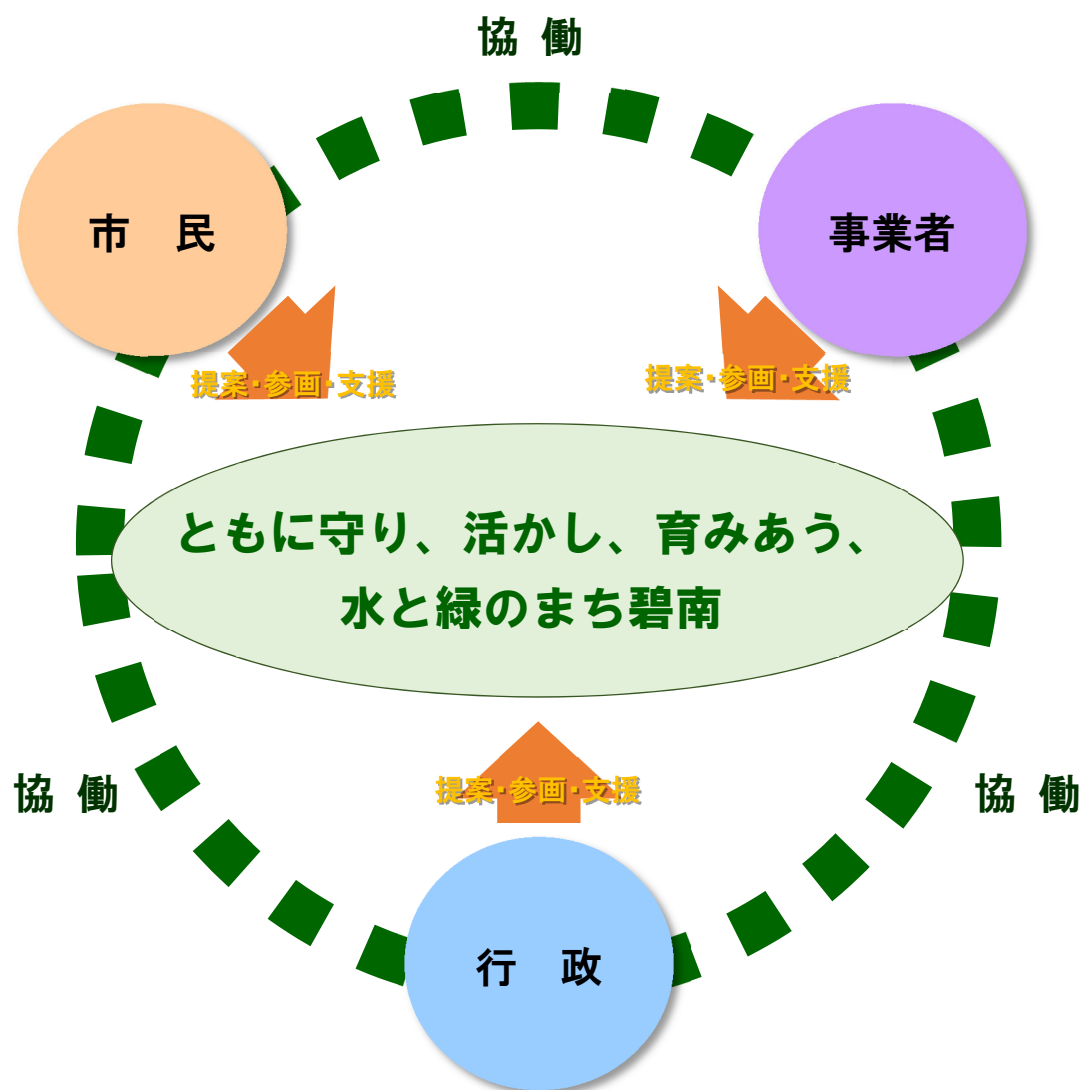
9.1 緑のまちづくり推進体制

(1) 基本的な考え方

緑の将来像である『ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南』の実現は、市民、事業者、行政が同じ目標に向かって協働して取り組む必要があります。

各主体がそれぞれの意見を出し共通認識を醸成する場を設け、提案・参画・支援し合う協働の緑のまちづくりを推進します。

また、緑のまちづくりの推進にあたっては、ホームページや広報等により本計画を公表し、計画の周知と緑のまちづくり意識の向上を図ります。



(2) 協働によるまちづくり体制の構築

① 碧南市協働のまちづくりに関する基本条例との連携

- 本市では、さまざまな地域課題の解決に向けて、市民のより積極的、自発的なまちづくりへの参加や取組を後押しするため、「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」が平成25年4月1日より施行されています。
- 緑のまちづくりにおける地域課題に対して、本条例に基づく地域まちづくり組織等と連携しながら、ワークショップ等の議論の場を設け、そこに議論を活発化させるのに必要な情報を分かりやすく提供する等の支援を行います。



ワークショップの様子

② 緑のまちづくりへの参加意識の醸成

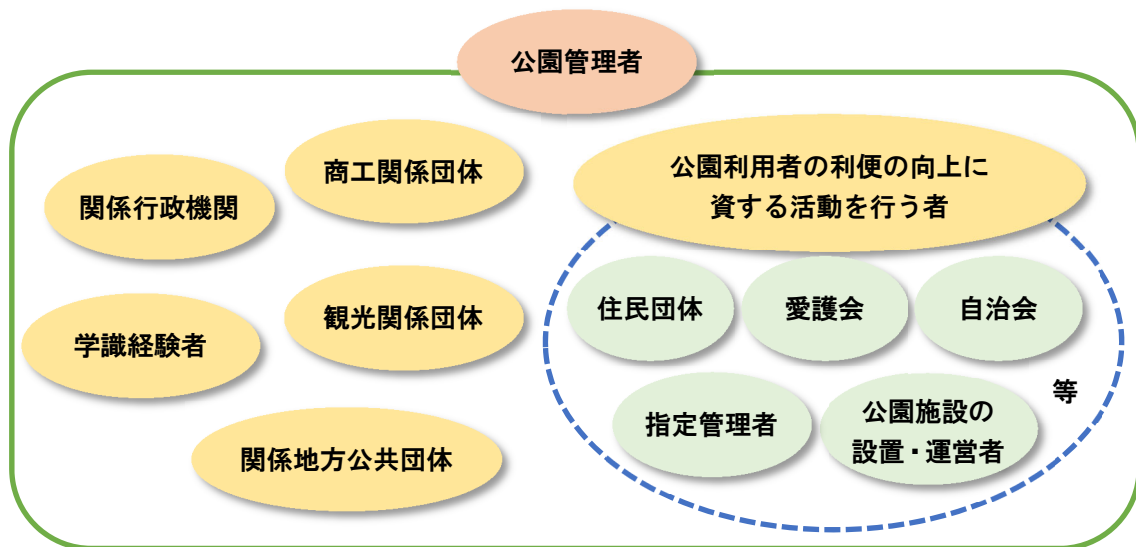
- 本市では、公園等愛護会や花いっぱい活動団体等を通して、すでに多くの市民が緑に関する活動に参加しています。また、市民アンケート調査では、街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアの参加意向が約60%と高く、市民が気軽に参加できるよう、緑に関する活動の周知と活動に必要な資材や情報の提供を行います。
- 子供や若い世代が緑に関する活動に関心を持てるよう、様々な年代の市民が気軽に参加できるイベント等を企画し、緑に関する活動への参加意識の醸成を図ります。
- 地区別懇談会（平成30年10月開催）では、地域で取組めそうな活動について話し合いました。「公園の清掃活動」については、比較的公園が少ない西端地区や新川地区で関心が高く、こうした地域性への配慮も必要です。

③ 公園の活性化に関する協議会の検討

平成29年6月の都市公園法の改正により、公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができることとなりました。この協議会は、公園管理者の他、関係機関や地域住民の代表等で構成され、公園の活性化に必要な情報の共有や公園利用上のルールづくり等の協議を行うことが想定されます。

本市においては、協議会設置の仕組みづくりを検討するとともに、緑のまちづくり意識の高い地域等へ協議会設置の働きかけを行います。

【協議会イメージ】



【協議会における協議事項（例）】

- 多様な主体が連携した地域の賑わいの創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- ボール遊び等地域の多様な公園利用ニーズに応じた公園ごとの利用ルール
- 保育所等の設置の検討に当たって、地域における情報共有、調整
- 新たな施設の導入や大規模な再整備を含む都市公園の中長期的な整備方針・計画
- 都市公園ごとの特性を踏まえた都市公園のマネジメントの方針・計画 等



緑のまちづくりへの参加イメージ

9.2 計画の進捗管理

緑地の保全や緑化等の施策を計画的に推進していくためには、計画を適切に評価し管理する体制を整えていく必要があります。

計画の進捗管理においては以下の点に留意し、施策の着実な実施に努めます。

■定期的な市民意識の把握

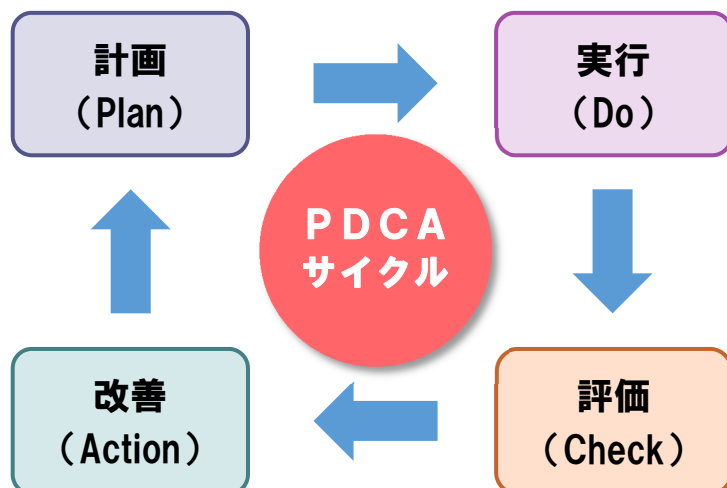
- ◆市政アンケートを継続して実施し、公園、緑化に関する施策の満足度や優先度を把握し、取組の効果を分析します。
- ◆緑に関するイベントを通じて、公園、緑化に関する市民意向を把握し、施策に活用します。

■目標値等による進捗状況の分析

- ◆PDCAサイクルによる施策の進行管理を行い、計画の実効性を高めます。その上で、概ね5年後を目途に本計画で設定した目標値等の達成状況を評価し、計画の進捗状況を分析します。
- ◆施策の進捗の遅れや、十分な効果が出ていない場合等、施策実施にあたっての課題を明らかにします。

■必要に応じた計画の見直し

- ◆計画の目標年次である2030年（令和12年）までの間であっても、本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行います。
- ◆計画の見直しは、市民・事業者等の参画のもと、評価・分析を行い、必要な見直しを行います。



都市公園の種類

種類	種別	内 容
住区 基幹 公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カンントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

用語一覧

あ 行

あいち森と緑づくり事業

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、愛知県が平成21年度から「あいち緑づくり税」を導入し、その税収等により、森林、里山林、都市の緑の整備保全を図る事業。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

か 行

河川区域

一級河川、二級河川又は準用河川の指定がされた河川の区間に存在し、①河川の流水が継続して存する土地及び反復して流水に覆われるため水生植物が繁茂する等、河状を呈する土地、②河川管理施設の土地、③堤外の土地で①と一体的に管理する必要があると指定された区域をいう。

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する協定のこと。

公募設置管理制度（Park-PFI）

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、

事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

公有水面

公有水面埋立法において定義される「国が所有する河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面」で、公有水面の埋立の規制を図るため、同法で「埋立を行う者は都道府県知事の免許を受けなければならない」等の規定がある。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設。

さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

施設緑地

都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」を合わせた総称。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。（都市緑地法第55条）。

生産緑地地区 _____

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、将来にわたって適切に保全される緑地として指定された地区。

生物多様性 _____

動植物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

た 行**地域制緑地** _____

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例等によるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区等の制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的としている。

地区計画 _____

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の整備及び保全を図るために、都市計画法に基づき定める計画。

都市計画区域 _____

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市計画道路 _____

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

都市公園 _____

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市計画マスタープラン _____

都市計画法第18条の2において、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村が定めるもの。

都市農業振興基本法 _____

都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。

土地区画整理事業 _____

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

な 行**農用地区域** _____

農業振興地域内の土地で、今後おおむね1

0年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地等の区域。

は 行

パブリックコメント

市が計画や条例等を策定したり変更したりするときに、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民から募集する手続きのこと。

ま 行

水と緑のネットワーク

水辺や緑の持つ機能をより効果的に発揮するため、公園・緑地等を緑道や河川等をつなぎ、「水」と「緑」豊かな都市環境を形成すること。

密集市街地

老朽化した建築物が密集しており、かつ、道路公園等の公共施設が十分確保されていない防災上及び住環境上問題のある市街地。

民間施設緑地

民有地で一般市民の利用が可能であり、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

や 行

誘致距離

都市公園の配置として、住区基幹公園については、以下のような範囲内で配置することが目標とされている。

【街区公園】

誘致距離250mの範囲内で1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

【近隣公園】

誘致距離500mの範囲内で1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する。

【地区公園】

誘致距離1kmの範囲内で1ヶ所当たり面積4haを標準として配置する。

ユニバーサルデザイン

言語・年齢の差異や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能で使いやすいように設計・デザインすること。

用途地域

都市機能の維持・増進、居住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途や形態について制限を行う制度。

ら 行

緑地協定

土地所有者等の合意によって締結する緑地の保全や緑化に関する協定。(都市緑地法第45条、第54条)。

緑地保全地域

里地・里山等都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。(都市緑地法第5条)

緑地率

施設緑地及び地域制緑地の合計面積の地域面積に占める割合。

緑被率

上空から見て樹林地・草地、農地、水面が覆っている面積(緑被面積)の地域面積に占める割合。

緑化地域制度 _____

緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。(都市緑地法第34条)。

緑化率 _____

建築物の敷地面積や道路延長に対する緑地面積、緑化延長の割合のこと。

わ 行**ワークショップ** _____

地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握。共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

掲載写真の説明

ページ	写真タイトル	説 明
14	花しょうぶの手入れ	昭和46年開設の油ヶ渚遊園地に、約90品種、約14,000株の「花しょうぶ」が植えられています。5月下旬～6月中旬にかけて見頃を迎えます。
19	大浜てらまち地区の路地	てらまちを巡る路地の保全と活用のため整備し、平成20年度に完成しました。
36、121	碧南市臨海公園	スポーツ施設（野球場、テニスコート、体育館）や文化施設（水族館）を備える総合公園です。平成15年に衣浦マンモスプールが閉場し、跡地の再整備を進め、平成21年に整備が完了しました。
86	明石公園	平成元年オープンの地区公園です。観覧車やゴーカートなど人気の大型遊具があり、市内外から多くの利用者が訪れます。
92、126	あおいパーク（市民農園）	平成10年開園の「農業と食と健康」をテーマとした体験型交流施設です。碧南市産農産物の産直市や、体験農園、市民農園などの施設があります。
95	名鉄三河線跡地	平成16年3月に廃線となった名鉄三河線跡地のうち、未利用の区間です。
96	碧南市芸術文化ホールの緑	音楽専用ホール「エメラルドホール」と多目的ホール「シアターサウス」、スタジオなどを備えた芸術文化拠点で、緑化により多くの緑に囲まれています。
111	矢作川桜づつみ	上塚橋から南の矢作川堤防沿いに約120本のソメイヨシノを植栽して整備され、平成8年度に完成しました。
121	碧南レールパーク	平成16年3月に廃線となった名鉄三河線跡地を全長約2.3キロの公園として整備を進め、平成30年3月に全線オープンしました。
123	大浜地区の辻広場	大浜てらまち地区の寺町散策コース整備に合わせて整備された広場で、平成20年度に完成しました。